

## 宮前区地域防災計画

# 資料編

資料 1	宮前区地域防災連絡会議設置要綱	1
資料 2	防災関係機関の業務	4
資料 3	宮前区自主防災組織一覧	8
資料 4	川崎市自主防災組織育成指導要綱	9
資料 5	川崎市防災協力事業所一覧【宮前区】	13
資料 6	指定避難所一覧	20
資料 7	指定緊急避難場所の一覧、広域避難場所の一覧	22
資料 8	風水害時避難所補完施設一覧	23
資料 9	宮前区中学校区防災ネットワーク一覧	25
資料 10	防災行政無線同報系屋外受信機設置一覧	27
資料 11	川崎市防災マップ宮前区版	28
資料 12	川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱	29
資料 13	宮前区「川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金」 事前調整に係る事務取扱要領	47
資料 14	川崎市自主防災組織活動助成金交付要綱	49
資料 15	川崎市地域防災活動促進助成金交付要綱	55
資料 16	宮前区内土砂災害警戒区域指定一覧	74
資料 17	風水害に係わる広報、避難勧告等の発令基準	77
資料 18	九都県市の協定に基づく災害時帰宅支援ステーション店舗一覧	80
資料 19	宮前区内災害用選定井戸一覧	81
資料 20	東急電鉄株式会社防災計画	82
資料 21	中日本高速道路(株)東京支社横浜保全・サービスセンター防災計画	85
資料 22	川崎市支援・減免制度一覧	89

## 宮前区地域防災連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 宮前区の防災力向上に向け、防災に関する必要な事項を検討し、情報の共有化を図るため、宮前区を管轄する公共公益機関及び関係団体等を構成員とする宮前区地域防災連絡会議(以下、「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、前条の目的を達成するために、次の事項を所掌する。

- (1) 宮前区地域防災計画に関すること
- (2) 地域防災力向上に向けた各種取組及び連携に関すること
- (3) 地域防災力向上に向けた情報の共有
- (4) その他必要な事項

(構成等)

第3条 連絡会議は、別表1に掲げる団体等をもって構成する。

- 2 連絡会議の座長は、宮前区長をもって充てる。
- 3 座長に事故あるとき、または欠けたときは、座長があらかじめ指名する者がこれを代理する。
- 4 座長は、必要と認める場合は、連絡会議に関係者、関係職員を出席させることができる。

(会議)

第4条 連絡会議は、必要に応じて座長が招集する。

(部会)

第5条 連絡会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

(事務局)

第6条 連絡会議の事務局は、宮前区役所危機管理担当に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項については座長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月4日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

No.	構成団体	No.	構成団体
1	東京電力パワーグリッド(株)川崎支社	24	宮前区全町内・自治会連合会
2	東京ガス(株)川崎支店	25	宮前区自主防災組織連絡協議会
3	(公社)神奈川エルピーガス協会 川崎北支部	26	宮前区商店街連合会
4	日本貨物鉄道(株)関東支社 梶ヶ谷貨物ターミナル駅	27	宮前区民生委員児童委員協議会
5	中日本高速道路(株)東京支社	28	宮前区 PTA 協議会
6	東急電鉄(株)鷺沼駅	29	川崎市立中学校長会 高津・宮前地区校長会
7	東急バス(株)東山田営業所	30	川崎市立小学校長会 宮前支部校長会
8	東急(株)	31	川崎市保育園(宮前区)
9	宮前郵便局	32	区内福祉施設
10	NTT 東日本(株)神奈川事業部	33	川崎市宮前区社会福祉協議会
11	セレサ川崎農業協同組合	34	国土交通省 横浜国道事務所
12	川崎信用金庫宮前平支店	35	神奈川県横浜川崎治水事務所 川崎治水センター
13	建設業宮前区会	36	神奈川県宮前警察署
14	(一社)川崎建設業協会 宮前特設作業隊	37	消防局宮前消防署
15	川崎市造園建設業協同組合 緊急特設作業隊	38	宮前消防団
16	宮前区医師会	39	上下水道局西部下水道管理事務所
17	宮前区歯科医師会	40	上下水道局第 2 配水工事事務所
18	宮前区薬剤師会	41	経済労働局中央卸売市場北部市場
19	(公社)川崎市看護協会	42	交通局鷺ヶ峰営業所
20	聖マリアンナ医科大学病院	43	環境局宮前生活環境事業所
21	宮前区食品衛生協会	44	財政局みぞのくち市税事務所
22	協同組合高津工友会	45	宮前区役所
23	川崎商工会議所高津宮前支所		

## 防災関係機関の業務

## 神奈川県警察(宮前警察署)

神奈川県警察	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警備体制の整備</li> <li>2 災害に関する情報の収集及び被害調査</li> <li>3 避難誘導、被災者の救出その他人命保護の措置</li> <li>4 犯罪の予防取締その他治安維持の措置</li> <li>5 交通規制・管制</li> <li>6 遺体の検視等に関する措置</li> </ol>
--------	---

## 指定地方行政機関

関東総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事</li> <li>2 災害時テレコム支援チーム (MIC-TEAM) による災害対応支援</li> <li>3 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送局用設備及び災害対策用移動電源車等の貸出しに関する事</li> <li>4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置 (臨機の措置) の実施に関する事</li> <li>5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事</li> </ol>
神奈川労働局 (川崎南・北労働基準監督署)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業所等に対する防災対策の周知及び指導</li> <li>2 事業所等の被災状況の把握</li> <li>3 復旧・復興工事の労働災害防止の指導援助</li> <li>4 被災者の雇用対策</li> </ol>
関東農政局 (神奈川県拠点)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業関係の被害状況の情報収集及び報告に関する事</li> <li>2 応急用食料等の支援に関する事</li> <li>3 食品の需給・価格動向等に関する事</li> </ol>
関東経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活必需品、復旧用資材等防災関係物資の円滑な供給確保</li> <li>2 商工業の事業者の業務の正常な運営の確保</li> <li>3 被災中小企業の振興</li> </ol>
関東東北産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物の保全</li> </ol>
関東地方整備局 (川崎国道事務所) (横浜国道事務所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における道路啓開等交通確保</li> <li>2 災害応急工事及び復旧工事の施工</li> <li>3 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施</li> </ol>
関東地方整備局 (京浜河川事務所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管区域河川の改築工事・維持修繕その他の管理</li> <li>2 地震防災対策の実施</li> <li>3 災害応急工事及び復旧工事の施工</li> <li>4 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施</li> <li>5 関係職員の派遣に関する事</li> </ol>
関東地方整備局 (京浜港湾事務所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 港湾施設及び海岸保全施設等の整備</li> <li>2 港湾施設、海岸保全施設に係わる災害情報の収集及び応急対策並びに復旧対策の指導、協力</li> <li>3 港湾施設、海岸保全施設の災害応急対策及び復旧対策の実施</li> <li>4 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施</li> </ol>
関東運輸局 (神奈川運輸支局) (川崎海事事務所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における関係機関、輸送機関との連絡調整事務</li> <li>2 災害時における応急海上輸送対策</li> <li>3 代替輸送の輸送機関への指導調整</li> </ol>
第三管区海上保安本部 (横浜海上保安部、川崎海上保安署)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大規模地震災害対策訓練等の実施</li> <li>2 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発</li> <li>3 港湾の状況等の調査研究</li> <li>4 船艇、航空機等による警報等の伝達</li> <li>5 船艇、航空機等を活用した情報収集</li> <li>6 活動体制の確立</li> <li>7 船艇、航空機等による海難救助等</li> <li>8 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救助物資の緊急輸送</li> <li>9 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与</li> <li>10 要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援</li> <li>11 排出油等の防除等</li> <li>12 避難勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保</li> <li>13 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示</li> <li>14 海上における治安の維持</li> <li>15 危険物等積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置</li> <li>16 海洋環境への汚染の未然防止及び拡大防止のための適切な措置</li> <li>17 災害復旧・復興に係る工事に関する海上交通安全の確保</li> </ol>

東京管区気象台 (横浜地方気象台)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表</li> <li>2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説</li> <li>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備の努力</li> <li>4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</li> <li>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の努力</li> </ol>
関東財務局 (横浜財務事務所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 主務省の要請による災害復旧事業費の査定の立会</li> <li>2 地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付</li> <li>3 災害発生時(災害が発生する蓋然性が高い場合も含む)における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付等</li> <li>4 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請</li> </ol>
国土地理院 (関東地方測量部)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時等における地理空間情報の整備・提供</li> <li>2 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言</li> <li>3 地殻変動の監視</li> </ol>

#### 自衛隊

<ul style="list-style-type: none"> <li>・陸上自衛隊 第31普通科連隊</li> <li>・海上自衛隊 横須賀地方総監部 (1～5は共通 6・7は海上自衛隊のみ)</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災関係資料の基礎調査</li> <li>2 自衛隊災害派遣計画の作成</li> <li>3 川崎市地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施</li> <li>4 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧</li> <li>5 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与</li> <li>6 艦艇、航空機等による人員・物資輸送</li> <li>7 艦艇、航空機等による救援</li> </ol>
---	---

#### 指定公共機関

東日本旅客鉄道(株) 東海旅客鉄道(株) 日本貨物鉄道(株)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鉄道、軌道施設の整備及び保全</li> <li>2 災害時の応急輸送対策</li> <li>3 旅客の避難及び誘導</li> <li>4 警戒宣言時の列車の運転規制措置及び広報</li> <li>5 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧</li> </ol>
NTT東日本(株)(神奈川事業部) NTTドコモビジネス(株) (株)NTTドコモ(神奈川支店) KDDI(株) ソフトバンクテレコム(株) ソフトバンクモバイル(株)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気通信施設の整備及び点検</li> <li>2 電気通信の特別取扱い</li> <li>3 電気通信施設の被害調査及び災害復旧</li> </ol>
日本銀行(横浜支店)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節</li> <li>2 資金の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置</li> <li>3 金融機関の業務運営の確保に係る措置</li> <li>4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</li> <li>5 各種措置に関する広報</li> </ol>
日本赤十字社 (神奈川県支部)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療救護</li> <li>2 こころのケア</li> <li>3 救援物資の備蓄及び配分</li> <li>4 血液製剤の供給</li> <li>5 義援金の受付及び配分</li> <li>6 その他応急対応に必要な業務</li> <li>7 復旧・復興に関する業務</li> <li>8 防災・減災に関する業務</li> </ol>
日本放送協会 (横浜放送局)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象予報、警報等の放送周知</li> <li>2 緊急地震速報の迅速な伝達</li> <li>3 災害情報及び災害対策に関する放送</li> <li>4 放送施設の保安</li> </ol>

中日本高速道路㈱ (東京支社横浜保全・サービスセンター)	1 東名高速道路・圏央道・新湘南バイパスの保全 2 災害時における緊急交通路の確保 3 東名高速道路・圏央道・新湘南バイパスの災害復旧
東日本高速道路㈱ (関東支社京浜管理事務所、東京湾アクアライン管理事務所)	1 第三京浜・東京湾アクアラインの保全 2 災害時における緊急交通路の確保 3 第三京浜・東京湾アクアラインの災害復旧
首都高速道路㈱ (神奈川局)	1 首都高速道路の保全 2 首都高速道路の災害復旧 3 災害時における緊急交通路の確保
日本通運㈱ 福山通運㈱ 佐川急便㈱ ヤマト運輸㈱ 西濃運輸㈱ (一社) AZ-COM丸和・支援ネットワーク	1 災害対策用物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策
東京電力パワーグリッド㈱ (川崎支社)	1 電力供給施設の整備及び点検 2 災害時における電力供給の確保 3 被災施設等の調査及び復旧
東京ガス㈱ (神奈川支社川崎支店)	1 ガス施設の災害予防措置 2 災害時の応急対策 3 警戒宣言発令時の応急対策
日本郵便(株)	1 郵便物の運送施設及び集配施設の整備 2 郵便物の送達の確保 3 窓口業務の維持 4 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 5 被災者が差し出す郵便物の料金免除 6 被災者あて救助用郵便物の料金免除 7 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の配分

#### 指定地方公共機関

東急電鉄(株) 京浜急行電鉄㈱ 小田急電鉄㈱ 京王電鉄㈱	1 鉄道施設の整備及び保全 2 災害時の応急輸送対策 3 旅客の避難及び誘導 4 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧 5 警戒宣言時の列車の運転規制措置及び広報
(一社)神奈川県バス協会 東急バス㈱ 京浜急行バス㈱ 小田急バス㈱ 川崎鶴見臨港バス㈱ 神奈川中央交通㈱ (一社)神奈川県トラック協会 (一社)神奈川県タクシー協会	1 被災地の人員輸送の確保 2 災害時の応急輸送対策 3 災害対策用物資の輸送確保 4 警戒宣言時のバスの運転規制措置及び広報
(公社)神奈川県医師会 (一社)神奈川県歯科医師会 (公社)神奈川県薬剤師会 (公社)神奈川県看護協会 (公社)神奈川県栄養士会	1 医療助産等救護活動の実施 2 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
㈱アール・エフ・ラジオ日本 ㈱テレビ神奈川 横浜エフエム放送㈱ イツ・コミュニケーションズ㈱ YOUテレビ㈱	1 気象予報、警報等の放送周知 2 緊急地震速報の迅速な伝達 3 災害情報及び災害対策に関する放送 4 放送施設の保全
㈱神奈川新聞社	1 災害状況及び災害対策に関する報道
(公社)神奈川県LPガス協会 (川崎南支部、川崎北支部)	1 燃料の確保に関する協力 2 復旧用資機材の確保及び復旧対策

#### その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

セレサ川崎農業協同組合	1 被害状況調査及び応急対策への協力 2 農作物災害応急対策の指導 3 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あつ旋 4 被害農家に対する融資のあつ旋
川崎河川漁業協同組合	1 被害状況調査及び応急対策への協力 2 被災組合員に対する融資のあつ旋 3 漁船、協同施設の災害応急対策及び復旧対策の確立
(一社)川崎建設業協会	1 道路・河川等応急対策に関する協力 2 復旧用資機材及び人員の確保
神奈川建設重機協同組合	1 復旧用建設重機等資機材及び人員の確保

商工会議所等商工関係団体	1 被害調査及び応急対策への協力 2 物資・資機材の確保についての協力
金融機関	1 被災事業者に対する資金融資
神奈川臨海鉄道(株)	1 鉄道施設の整備及び保全 2 災害時の応急輸送対策 3 旅客の避難及び誘導 4 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧 5 警戒宣言時の列車の運転規制措置及び広報
(公社)川崎市病院協会	1 医療救護病院における医療対策
(公社)川崎市医師会 (公社)川崎市歯科医師会 (一社)川崎市薬剤師会 (公社)川崎市看護協会 (社)川崎市柔道整復師会	1 医療助産等救護活動の実施 2 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
(公社)川崎市獣医師会	1 動物救援活動に関する協力
社会福祉施設管理者	1 防災用施設の整備、避難確保計画や非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施 2 入所者の保護及び安全確保 3 災害時要援護者に関すること
学校法人	1 避難施設の整備、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施 2 災害時の文教対策
危険物施設、高圧ガス施設の管理者	1 安全管理の徹底 2 防護施設の整備 3 自衛消防組織の整備 4 施設利用者の避難等安全確保
地下街等の管理者	1 安全管理の徹底 2 防護施設の整備 3 自衛消防組織の整備 4 施設利用者の避難等安全確保
放射性物質取扱い施設の管理者	1 安全管理の徹底 2 防災施設の整備及び点検の実施 3 自衛消防組織の整備 4 従業員への研修及び訓練の実施
かわさき市民放送(株)	1 気象情報等の放送周知 2 災害状況及び災害対策に関する放送 3 放送施設の保全 4 緊急地震速報の迅速な伝達
川崎港運協会 港湾貨物運送事業労働災害防止協会川崎支部	1 公共ふ頭における救援物資に係る荷役及び輸送 2 災害応急活動に必要な人員又は重傷者等の輸送 3 人的被害及び港湾施設の被害状況に係る情報収集及び通報
日本埋立浚渫協会関東支部	1 港湾施設の応急復旧対策
神奈川倉庫協会	1 救援物資の一時保管場所の提供 2 救援物資の提供

#### 住民組織

自主防災組織 町内会・自治会	1 防災知識の普及 2 防災行動（避難（在宅での避難を含む）、備蓄、情報の取得など）の啓発 3 情報伝達、消火、避難、救護及び避難所開設等の計画及び訓練の実施 4 防災用資器材の整備・点検
-------------------	---

## 宮前区自主防災組織一覧

## ●宮前地区－33団体

1	有馬町会
2	市営有馬第1住宅自治会
3	市営有馬第二団地自治会
4	市営有馬第3住宅自治会
5	県営有馬団地自治会
6	大塚町内会
7	梶ヶ谷金山町内会
8	鷺沼町会
9	土橋町内会
10	野川本町町内会
11	野川台自治会
12	県営野川南台団地自治会
13	野川西団地自治会
14	花の台町内会
15	東有馬町会
16	馬絹町内会
17	宮崎町内会
18	宮崎6丁目自治会
19	秀和宮崎台レジテンス管理組合
20	日本生命鷺沼荘
21	野川住宅管理組合
22	野川やと睦会
23	宮崎台グリーンハイツ防火管理
24	新神木自治会
25	宮前平グリーンハイツ自治会
26	宮前平ロイヤルマンション管理組合
27	ライオンズマンション宮前平第2管理組合
28	小台町内会
29	市営宮崎団地自治会
30	クリエール宮前平管理組合
31	東海宮崎台マンション管理組合
32	西野川町内会
33	東野川南野川町内会

## ●向丘地区－45団体

1	神木本町自治会
2	長尾住宅自治会
3	五所塚町内会
4	平風久保町内会
5	宮前平パークハイツ自治管理組合
6	白幡台自治会

7	向ヶ丘遊園センチュリータウン自治会
8	エクセル宮前平自治会
9	平日向自治会
10	南平自治会
11	市営高山団地自治会
12	平高山自治会
13	平日影自治会
14	犬蔵自治会
15	菅生住宅自治会
16	グリーンコーポ多摩プラザ管理組合
17	南菅生自治会
18	初山自治会
19	菅生団地自治会
20	初山団地自治会
21	初山住宅自治会
22	向ヶ丘第五次自治会
23	向ヶ丘コーポピアネーズ自治会
24	南平第二団地自治会
25	南平台公社住宅自治会
26	ライオンズマンション宮前平ヒルズ管理組合
27	南平ハイツ自治会
28	南平みどり会
29	南平台自治会
30	平住宅自治会
31	南平町内会
32	グリーンヒル宮前平住民の会
33	白幡台住宅管理組合
34	長沢自治会
35	市営清水台団地自治会自主防災本部
36	蔵敷団地親和会
37	蔵敷自治会
38	稗原自治会
39	一の丸自治会
40	菅生台自治会
41	稗原団地自治会
42	菅生ヶ丘自治会
43	鷺ヶ峰西住宅自治会
44	市営鷺ヶ峰住宅自治会
45	マイキャッスルたまプラザⅡ防災委員会

計 78団体

## 川崎市自主防災組織育成指導要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の規定及び川崎市地域防災計画に基づき、川崎市が行う自主防災組織の育成に関する指導等について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 地震若しくは風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に被害を防止し、軽減し、又は予防するため、住民が自主的に結成し運営する組織をいう。
- (2) 住民組織 地域住民が組織した町内会・自治会等をいう。
- (3) 推進機関 危機管理本部をいう。
- (4) 実施機関 区役所、消防局及び上下水道局をいう。

## (認定基準)

第3条 自主防災組織の認定基準は、次の各号のとおりとし、当該各号に適合したものを以て自主防災組織と認定する。

- (1) 次のいずれかに該当するものであること。
  - ア 住民組織を単位として結成された組織
  - イ 住民組織が、その活動区域の地形、面積又は構成世帯の規模等の事情により、自主防災組織の効果的な運営を図るため、当該組織の総意により、地域を分割し、又は2以上の住民組織を統合して結成された組織で区長が認めたもの
- (2) 別表第1に例示する組織を編成し、かつ、別表第2に例示する役割分担に基づいて活動する組織であること。
- (3) 市長へ届け出たもの。

## (育成方針)

第4条 自主防災組織の育成は、地域住民の自主性を尊重し、地域の実情に応じた組織づくりを働きかけるとともに、災害発生の際に十分な防災活動が行われるよう指導するものとする。

## (業務)

第5条 推進機関及び実施機関が行う自主防災組織の育成に関する業務は、別表第3のとおりとする。

- 2 推進機関及び実施機関は、前項に規定する業務を積極的に実施するとともに相互に協力しなければならない。

## (結成の指導)

第6条 自主防災組織の結成に係る指導は、住民組織との交流の機会をとらえて、積極的に地域における防災意識の高揚を図り、その結成を働きかけるとともに、第3条の規定に適合する組織となるよう指導するものとする。

- 2 前項の指導により、自主防災組織の結成をみたときは、自主防災組織結成届出書（第1号様式）を提出するよう、当該組織に対し指導するものとする。

## (活動の指導)

第7条 自主防災組織の活動に係る指導は、その実効を期すため自発的な活動を計画的に働きかけ、組織の活性化を図るよう努めるものとする。

## (台帳)

第8条 危機管理本部及び区役所は、自主防災組織台帳（第2号様式）を備えて置くものとする。

## (委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、危機管理監が定める。

附 則  
(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和 58 年 4 月 15 日から施行し、昭和 58 年 4 月 1 日から適用する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の適用日前において、川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱（昭和 52 年 7 月 1 日施行）により補助金を受け、資器材を整備している組織にあつては、第 3 条第 3 号に規定する市長への届出があつたものとみなす。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日 27 川総危第 1477 号）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

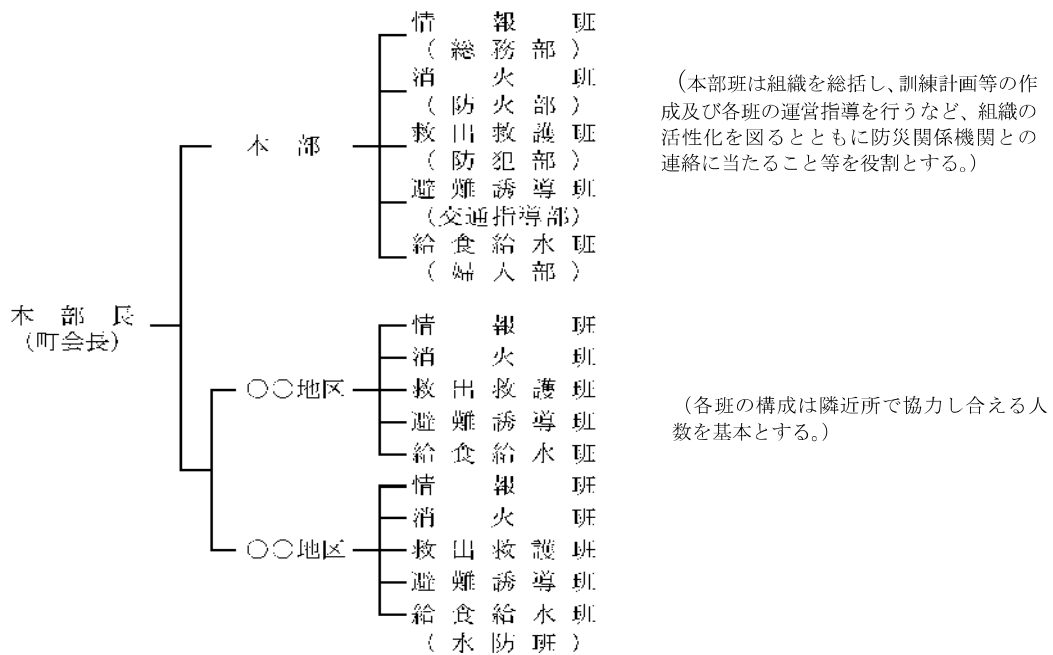
附 則（平成 30 年 3 月 30 日 29 川総危第 1407 号）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 29 日 3 川総危第 1801 号）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1 自主防災組織編成例



備 考

- 1 住民組織の機構（活動分野）の 1 つとして自主防災組織を位置づけることが地域活動の一体性を図るうえで好ましいものであること。
- 2 この表はあくまで例示であり、各班の構成は地域の実情（例えば、水害のおそれのある地域では、水防班を置くなど）に応じて編成することが望ましい。
- 3 本部組織中のカッコ内は、既存の町内会等の機構をそのまま活用した場合の編成例である。

別表第2 自主防災組織の役割例

活動の考え方 班構成	平常時の活動	災害時の活動
情報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災に関する知識の普及</li> <li>○講演会の開催</li> <li>○情報の収集・伝達用器材の準備と管理</li> <li>○情報の収集・伝達訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害情報の収集と伝達</li> <li>○防災機関に対する災害状況の通報</li> <li>○避難勧告等の伝達</li> </ul>
消火班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○火気使用設備器具等の点検</li> <li>○石油類の管理状況の点検</li> <li>○消火用器材の準備と管理</li> <li>○初期消火訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○初期消火活動</li> <li>○地震時における出火防止の呼びかけ</li> </ul>
救出救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○応急手当の知識の普及</li> <li>○負傷者等の救出と応急手当用器材の準備と管理</li> <li>○応急手当等の訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○負傷者等の救出活動と応急手当等の救護活動</li> </ul>
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難路・避難場所の周知と現状の把握</li> <li>○災害時要援護者の把握</li> <li>○避難誘導用器材の準備と管理</li> <li>○非常持出品の準備と普及</li> <li>○避難訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安全な避難場所の指示</li> <li>○避難行動を促すための説得</li> <li>○災害時要援護者の避難と手助け</li> <li>○避難誘導</li> </ul>
給食給水班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○炊飯用具等の準備と管理</li> <li>○炊出し訓練の実施</li> <li>○給水訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○応急物資・応急給水等の実施</li> <li>○炊出し等の給食活動</li> <li>○給水活動</li> </ul>
その他地域の実情に応じ必要とされる班	例えば、水害のおそれのある地区では水防班、がけ崩れ危険地区では巡視班等を設け、その役割を果たすために必要な平常時の活動及び災害時の活動を定める。	

別表第3

1 推進機関及び実施機関の共通の業務

- (1) 防災集会の講師の派遣
- (2) 映画及び資料等の貸出し
- (3) 防災情報及び資料の提供
- (4) 自主防災組織の育成に関する助言等

2 推進機関及び実施機関の個別の業務

機関名	業務
危機管理本部	(1) 自主防災組織の育成に係る企画・立案及び助成に関すること
区役所	(1) 自主防災組織及び他の実施機関との連絡調整 (2) 自主防災組織の結成及び防災集会等に係る指導 (3) 助成に関すること (4) 情報の収集・伝達訓練 (5) 避難訓練 (6) 救護訓練 (7) 給食（炊出し等）訓練 (8) 水防訓練
消防局 (消防署)	(1) 防災訓練及び防災集会等に係る指導 (2) 初期消火訓練 (3) 救出訓練
上下水道局	(1) 応急給水訓練 (2) 組立・給水研修

備考

個別の業務に掲げた業務以外の訓練等を行う必要がある場合は、その内容に応じて区役所の調整により担当機関を決定するものとする。

## ● 川崎市防災協力事業所一覧【宮前区】

番号	登録(変更)年月日	事業所名	所在地	連絡先	平常時における協力内容	災害時における協力内容
1	平成22年5月31日	高橋工務店	宮前区菅生2-21-12	044-977-2348	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の防災訓練への参加</li> <li>地域の防災に関する会合への参加</li> <li>清掃活動等の地域活動への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>初期消火</li> <li>資機材(バール、ジャッキ)を用いた救助活動</li> <li>日用品(タオル、軍手、雨具、懐中電灯等)の提供</li> <li>資機材(バール、ジャッキ)の貸出</li> <li>その他(専門職として耐震のお手伝い)</li> </ul>
2	平成22年5月31日 (平成27年8月19日) (令和7年8月12日)	甲信電気株式会社	宮前区馬絹6-16-15	044-888-4869	<ul style="list-style-type: none"> <li>清掃活動等の地域活動への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難誘導</li> <li>日用品(タオル、軍手、雨具、懐中電灯等)の提供</li> </ul>
3	平成24年5月15日 (令和3年3月9日)	株式会社ワイ・デイ・エス	宮前区初山2-28-3	044-976-3343	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の防災訓練への参加</li> <li>地域の防災に関する会合等への参加</li> <li>清掃活動等の地域活動への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資機材(バール、ジャッキなど)を用いた救出活動</li> <li>障害物の除去</li> <li>資機材(バール、ジャッキ)の貸出</li> <li>資機材(バール、ジャッキ、電動カッター、フォークリフト、発電機など)の貸出</li> <li>その他の防災・救援活動等、独自の取組(建設機械(パワーショベル等)による救出活動及び道路整備)</li> <li>排水ポンプ・シャベル・高圧洗浄機・トラック(3台:約1週間)</li> </ul>
4	平成24年6月5日	株式会社 栄建	宮前区犬蔵1-6-203	044-742-7560	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の防災訓練への参加</li> <li>地域の防災に関する会合等への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資機材(バール、ジャッキなど)を用いた救出活動</li> <li>障害物の除去</li> <li>資機材(バール、ジャッキ、電動カッター、フォークリフト、発電機など)の貸出</li> <li>仮設物(トイレ、風呂、テント等)</li> <li>資機材(バール、ジャッキ、電動カッター、フォークリフト、発電機等)</li> <li>一時避難場所等の提供(駐車場(西野川2-37-35))</li> </ul>
5	平成24年6月26日 (令和2年12月18日) (令和3年12月14日) (令和7年12月3日)	株式会社 infrat	宮前区西野川二丁目37番35号	044-788-1944	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の祭り、運動会、バザーなどの地域活動に対する事業所等の施設の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資機材(バール、ジャッキなど)を用いた救出活動</li> <li>障害物の除去</li> <li>技術者の派遣(家屋被害調査士・応急危険度判定士等)</li> <li>日用品(タオル、軍手、雨具、懐中電灯等)の提供</li> <li>一時避難場所等の提供(駐車場、会議室)</li> </ul>
6	平成24年8月17日 (令和7年11月28日)	露木建設株式会社	宮前区野川台1-22-3	044-766-6561	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の防災訓練への参加</li> <li>地域の防災に関する会合等への参加</li> <li>清掃活動等の地域活動への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資機材(バール、ジャッキなど)を用いた救出活動</li> <li>障害物の除去</li> <li>技術者の派遣(家屋被害調査士・応急危険度判定士等)</li> <li>日用品(タオル、軍手、雨具、懐中電灯等)の提供</li> <li>一時避難場所等の提供(駐車場、会議室)</li> </ul>
7	平成25年5月14日 (令和3年1月13日)	株式会社ジーエー ワイ	宮前区菅生ケ丘36-6 2F	044-272-5952	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の防災訓練への参加</li> <li>地域の防災に関する会合等への参加</li> <li>清掃活動等の地域活動への参加</li> <li>地域の祭り、運動会、バザーなどの地域活動に対する施設の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>初期消火</li> <li>避難誘導</li> <li>負傷者の救護活動</li> <li>負傷者の搬送</li> <li>食料品(カップラーメン、レトルト食品、米等)の提供</li> <li>飲料水(缶・ペットボトル飲料等)の提供</li> </ul>
8	平成25年9月4日	株式会社 中山防災	宮前区馬絹590	044-854-6461	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の防災訓練への参加</li> <li>地域の防災に関する会合等への参加</li> <li>清掃活動等の地域活動への参加</li> <li>地域の祭り、運動会、バザーなどの地域活動に対する施設の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>初期消火</li> </ul>

● 川崎市防災協力事業所一覧【 宮前区 】

番号	登録(変更)年月日	事業所名	所在地	連絡先	平常時における協力内容	災害時における協力内容
9	平成26年3月19日	川崎信用金庫(野川支店)	宮前区野川本町3-26-22	044-755-8511		<ul style="list-style-type: none"> <li>寝具(毛布、エアーマット)の提供</li> <li>一時避難場所等の提供(駐車場)</li> </ul>
10	平成26年3月19日	川崎信用金庫(向ヶ丘支店)	宮前区南平台2-10	044-977-7411		<ul style="list-style-type: none"> <li>寝具(毛布、エアーマット)の提供</li> <li>一時避難場所等の提供(駐車場)</li> </ul>
11	平成26年6月3日	菅生建設株式会社	宮前区初山2-9-12	044-977-0547		<ul style="list-style-type: none"> <li>資機材(バール、ジャッキなど)を用いた救出活動</li> <li>食料品(カップラーメン、レトルト食品、米等)の提供</li> <li>飲料水(缶・ペットボトル飲料等)の提供</li> <li>医薬品・衛生材料・介護用品(家庭用医薬品、担架、生理用品、紙おむつ等)の提供</li> <li>日用品(タオル、軍手、雨具、懐中電灯等)の提供</li> <li>衣類・身の回り品(服、防寒着、下着、タオル等)の提供</li> <li>仮設物(テント等)の提供</li> <li>資機材(バール、ジャッキ、電動カッター、フォークリフト、発電機等)の提供</li> <li>アウトドア用品(寝袋、ガスコンロ等)の提供</li> <li>学用品(文房具等)の提供</li> <li>一時避難場所等の提供(駐車場)</li> <li>高圧洗浄機(1台:約1週間)</li> <li>シャベル(5本:約2週間)</li> <li>ブルーシート 3.6m×5.4m(5枚:約2週間)</li> </ul>
12	平成26年9月24日 (令和4年11月21日)	株式会社 初山建設	宮前区初山1丁目30番54号	044-976-7980	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の防災訓練への参加</li> <li>地域の防災に関する会合等への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>初期消火</li> <li>負傷者の救護活動</li> <li>負傷者の搬送</li> <li>資機材(バール、ジャッキなど)を用いた救出活動</li> <li>障害物の除去</li> </ul>
13	平成27年7月6日	交安 株式会社	宮前区東有馬5-26-10	044-856-1400	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の防災訓練への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難誘導</li> <li>資機材(バール、ジャッキなど)を用いた救出活動</li> <li>ダンブ(1台:約1週間)</li> </ul>
14	平成28年8月23日	株式会社 松下工商	宮前区南平台10-22-407	044-967-0580		<ul style="list-style-type: none"> <li>初期消火</li> <li>避難誘導</li> <li>資機材(バール、ジャッキ等)を用いた救出活動</li> <li>資機材(バール、ジャッキ、電動カッター、フォークリフト、発電機等)の提供・貸出</li> <li>一時避難場所(駐車場)の提供</li> </ul>
15	平成28年10月5日	株式会社 美栄工業	宮前区神木本町2-17-14	044-888-0480	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の防災訓練への参加</li> <li>地域の防災に関する会合等への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資機材(バール、ジャッキ等)を用いた救出活動</li> <li>障害物の除去</li> <li>資機材(バール、ジャッキ、電動カッター、フォークリフト、発電機等)の提供・貸出</li> </ul>
16	平成28年10月5日	株式会社 加瀬建設	宮前区馬絹1285	044-866-5424	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の防災訓練への参加</li> <li>地域の防災に関する会合等への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資機材(バール、ジャッキ等)を用いた救出活動</li> <li>資機材(バール、ジャッキ、電動カッター、フォークリフト、発電機等)の提供・貸出</li> </ul>

● 川崎市防災協力事業所一覧【宮前区】

番号	登録(変更)年月日	事業所名	所在地	連絡先	平常時における協力内容	災害時における協力内容
17	平成28年10月5日	有限会社 斎藤造園	宮前区水沢2-17-20	044-977-7384	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の防災訓練への参加</li> <li>地域の防災に関する会合等への参加</li> <li>清掃活動等の地域活動への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資機材(バール、ジャッキ等)を用いた救出活動</li> <li>資機材(バール、ジャッキ、電動カッター、フォークリフト、発電機等)の提供・貸出</li> <li>その他(降雪時の除雪)</li> </ul>
18	平成29年2月23日 (令和4年1月24日)	株式会社 浦野工務店	宮前区西野川1-18	044-788-7716	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の防災に関する会合等への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資機材(バール、ジャッキ等)を用いた救出活動</li> <li>障害物の除去</li> <li>資機材(バール、ジャッキ、電動カッター、フォークリフト、発電機等)の提供・貸出</li> </ul>
19	平成29年3月14日	北條建設 株式会社	宮前区菅生2-18-1	044-977-2275	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の防災訓練への参加</li> <li>地域の防災に関する会合等への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>初期消火</li> <li>資機材(バール、ジャッキ等)を用いた救出活動</li> <li>資機材(バール、ジャッキ、電動カッター、フォークリフト、発電機等)の提供・貸出</li> <li>障害物の除去</li> </ul>
20	平成29年7月24日 (平成30年8月16日) (令和7年11月28日)	SOMPOケア川崎鷺沼	宮前区有馬1-7-5 サンプラザ鷺沼1階	044-860-6530	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の防災訓練への参加</li> <li>地域の防災に関する会合等への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難誘導</li> </ul>
21	平成29年11月13日	株式会社 ホクト	宮前区神木本町2-5-5	0120-50-9262	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の防災訓練への参加</li> <li>地域の防災に関する会合等への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日用品(タオル、軍手、雨具、懐中電灯等)の提供</li> <li>仮設物(トイレ、風呂、テント等)</li> <li>資機材(バール、ジャッキ、電動カッター、フォークリフト、発電機等)の貸出</li> <li>アウトドア用品(自転車、寝袋、ガスコンロ等)</li> </ul>
22	平成30年7月10日 (令和7年8月12日)	株式会社 安田建設	宮前区南平台12-1	044-976-1541	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の防災訓練への参加</li> <li>地域の防災に関する会合等への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資機材(バール、ジャッキなど)を用いた救出活動</li> <li>資機材(バール、ジャッキ、電動カッター、フォークリフト、発電機等)の貸出</li> <li>建設機械(パワーショベル等)による救出活動及び道路整備</li> <li>排水ポンプ、シャベル、高圧洗浄機、トラック(3台:約1週間)</li> </ul>
23	平成31年3月26日	福吉塗装株式会社	宮前区犬蔵1-6-40	044-975-0221	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の防災訓練への参加</li> <li>地域の防災に関する会合等への参加</li> <li>地域の祭り、運動会、バザーなどの地域活動に対する事業所等の施設の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>初期消火</li> <li>資機材(バール、ジャッキなど)を用いた救出活動</li> <li>資機材(バール、ジャッキ、電動カッター、フォークリフト、発電機等)の貸出</li> <li>一時避難場所の提供(駐車場)</li> </ul>
24	平成31年3月29日 (令和2年12月9日)	藤原建設株式会社	宮前区南野川2-30-30	044-755-7000	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の防災訓練への参加</li> <li>地域の防災に関する会合等への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>降雪時の除雪作業</li> <li>道路や施設等のパトロール</li> </ul>
25	平成31年3月29日	藤和建興株式会社	宮前区南野川2-30-28	044-752-0808	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の防災訓練への参加</li> <li>地域の防災に関する会合等への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>降雪時の除雪作業</li> <li>道路や施設等のパトロール</li> </ul>

● 川崎市防災協力事業所一覧【宮前区】

番号	登録(変更)年月日	事業所名	所在地	連絡先	平常時における協力内容	災害時における協力内容
26	平成31年3月29日 (令和7年8月12日)	横堀電機工業株式会社	宮前区菅生ヶ丘 16-10	044-976-5321	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の防災訓練への参加</li> <li>地域の防災に関する会合への参加</li> <li>地域の祭り、運動会、バザーなどの地域活動に対する事業所等の施設の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>初期消火</li> <li>避難誘導</li> <li>資器材(ハバール、ジャッキなど)を用いた救出活動</li> <li>自衛者の救出活動</li> <li>飲料水(缶・ペットボトル飲料等)の提供</li> <li>資器材(ハバール、ジャッキ、電動カッター、フォークリフト、発電機等)の貸出</li> <li>電化製品(テレビ、ラジオ、照明器具等)の貸出</li> </ul>
27	平成31年4月3日 (令和3年6月11日)	河合土木株式会社	宮前区南野川1丁目 6番3号	044-752-3900	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の防災訓練への参加</li> <li>地域の防災に関する会合等への参加</li> <li>清掃活動等地域活動への参加</li> <li>その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>初期消火</li> <li>避難誘導</li> <li>資器材(ハバール、ジャッキなど)を用いた救出活動</li> <li>障害物の除去</li> <li>衣類・身の回り品(服、防寒着、下着、タオル等)</li> <li>寝具(布団、毛布、枕等)</li> <li>資器材(ハバール、ジャッキ、電動カッター、フォークリフト、発電機等)</li> <li>字用品(文房具、かばん等)</li> <li>駐車場(一時避難場所等の提供)・宮前区野川本町一丁目24番地)</li> <li>その他(重機(バックホウ)による障害物の除去)</li> </ul>
28	令和元年5月31日	株式会社村瀬造園	宮前区宮崎二丁目 8番地7池田ビル	044-854-2580	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の防災訓練への参加</li> <li>地域の防災に関する会合等への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>初期消火</li> <li>避難誘導</li> <li>日用品(タオル、軍手、雨具、懐中電灯等)</li> <li>本社(一時避難場所等の提供)</li> </ul>
29	令和元年5月31日 (令和3年9月2日) (令和5年4月7日)	株式会社橋本ハウジング	宮前区野川本町2丁目 9番27号	044-751-7731	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の防災訓練への参加</li> <li>地域の防災に関する会合等への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難誘導</li> <li>資器材(ハバール、ジャッキなど)を用いた救出活動</li> <li>障害物の除去</li> </ul>
30	令和2年3月13日	株式会社フューモ	宮前区馬絹6丁目 6番9号	044-855-2223	<ul style="list-style-type: none"> <li>清掃活動等の地域活動への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食料品(カップラーメン、レトルト食品、米等)</li> <li>飲料水(缶・ペットボトル飲料等)</li> </ul>
31	令和2年8月14日	アベメンテランス株式会社	宮前区西野川3-21-14	044-863-4087	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の防災訓練への参加</li> <li>地域の防災に関する会合等への参加</li> <li>清掃活動等の地域活動への参加</li> <li>地域の祭り、運動会、バザーなどの地域活動に対する事業所等の施設の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難誘導</li> <li>資器材(ハバール、ジャッキ)を用いた救出活動</li> <li>技術者の派遣(家屋被害認定士、応急危険度判定士等)</li> </ul>
32	令和2年8月18日	帯野工業株式会社	宮前区水沢3-8-13	044-820-6994	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の防災訓練への参加</li> <li>地域の防災に関する会合等への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲料水(缶・ペットボトル飲料等)</li> <li>日用品(タオル、軍手、雨具、懐中電灯等)</li> <li>医薬品・衛生材料・介護用品(家庭用医薬品、担架、生理用品、紙おむつ等)</li> <li>日用品(タオル、軍手、雨具、懐中電灯等)</li> <li>衣類・身の回り品(服、防寒着、下着、タオル等)</li> <li>資器材(ハバール、ジャッキ、電動カッター、発電機等)</li> <li>字用品(文房具等)</li> </ul>

● 川崎市防災協力事業所一覧【宮前区】

番号	登録(変更)年月日	事業所名	所在地	連絡先	平常時における協力内容	災害時における協力内容
33	令和3年5月13日	株式会社トラステクニカル	宮前区菅生ヶ丘 22-10	044-767-0529	・地域の防災訓練への参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者の救護活動</li> <li>・避難誘導</li> <li>・資機材(バール、ジャッキなど)を用いた救出活動</li> <li>・電化製品(テレビ、ラジオ、照明器具等)</li> <li>・駐車場(一時避難場所等の提供)</li> </ul>
34	令和3年7月30日 (令和7年8月12日)	株式会社 正建	宮前区潮見台6- 7-203	044-872-8607	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の防災訓練への参加</li> <li>・清掃活動等の地域活動への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資機材(バール、ジャッキなど)を用いた救出活動</li> <li>・障害物の除去</li> <li>・資機材(バール、ジャッキ、電動カッター、フォークリフト、発電機等)</li> </ul>
35	令和3年9月2日	株式会社 ショウケン	宮前区馬絹2-14- 14	044-860-1088	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃活動等の地域活動への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害物の除去</li> <li>・日用品(タオル、軍手、雨具、懐中電灯等)</li> <li>・学用品(文房具、かばん等)</li> </ul>
36	令和4年8月23日	株式会社 今西建設	宮前区潮見台10- 24-202	044-977-5200	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の防災に関する会合等への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期消火</li> <li>・避難誘導</li> <li>・資機材(バール、ジャッキなど)を用いた救出活動</li> <li>・資機材(バール、ジャッキ、電動カッター、フォークリフト、発電機等)</li> </ul>
37	令和4年12月7日	常陸機工 株式会社	宮前区菅生3丁目 31番16号	045-582-0204	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の防災訓練への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害物の除去</li> <li>・資機材(バール、ジャッキなど)を用いた救出活動</li> <li>・その他(クレーン車による障害物の除去)</li> <li>・一時避難場所等の提供(駐車場)</li> </ul>
38	令和5年4月5日	株式会社 ACE	宮前区野川台1- 17-17	044-789-5575	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の防災訓練への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資機材を用いた救出活動</li> <li>・日用品(タオル、軍手、雨具、懐中電灯等)</li> <li>・資機材の貸出(バール・電動カッター・発電機)</li> <li>・その他(輸送車両3トンタンク)</li> </ul>
39	令和5年9月6日	熱研プラント工業株式会社	宮前区宮前平3丁 目2番地13	044-854-5511	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の防災に関する会合等への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難誘導</li> <li>・食料品(カップラーメン、レトルト食品、米等)</li> <li>・飲料水(缶・ペットボトル飲料等)</li> <li>・日用品(タオル、軍手、雨具、懐中電灯等)</li> <li>・駐車場</li> </ul>

● 川崎市防災協力事業所一覧【宮前区】

番号	登録(変更)年月日	事業所名	所在地	連絡先	平常時における協力内容	災害時における協力内容
40	令和5年10月19日	株式会社 ツーアール	宮前区菅生4-14-7	044-978-0021	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の防災訓練への参加</li> <li>・地域の防災に関する会合等への参加</li> <li>・清掃活動等の地域活動への参加</li> <li>・地域の祭り、運動会、バザーなどの地域活動に対する事業所等の施設の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期消火</li> <li>・避難誘導</li> <li>・資機材(ハール、ジャッキなど)を用いた救出活動</li> <li>・負傷者の救出活動</li> <li>・負傷者の搬送</li> <li>・障害物の除去</li> <li>・食料品(カップラーメン、レトルト食品、米等)</li> <li>・飲料水(缶・ペットボトル飲料等)</li> <li>・医薬品・衛生材料・介護用品(家庭用医薬品、担架、生理用品、紙おむつ等)</li> <li>・日用品(タオル、軍手、雨具、懐中電灯等)</li> <li>・寝具(布団・毛布・枕等)</li> <li>・仮設物(トイレ、風呂、テント等)</li> <li>・資機材(ハール、ジャッキ、電動カッター、フォークリフト、発電機等)</li> <li>・電化製品(テレビ、ラジオ、照明器具等)</li> <li>・アウトドア用品(自転車、寝袋、ガスコンロ等)</li> <li>・学用品(文房具、かばん等)</li> <li>・一時避難場所等の提供(駐車場、会議室、事務所2階)</li> <li>・その他取り組み(救急箱)</li> </ul>
41	令和6年3月29日	株式会社Milife	宮前区菅生3-4 3-13-203	044-872-7303	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の防災に関する会合等への参加</li> <li>・清掃活動等の地域活動への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難誘導</li> <li>・資機材(ハール、ジャッキなど)を用いた救出活動</li> <li>・障害物の除去</li> <li>・その他(トラック1台)</li> <li>・日用品(タオル、軍手、雨具、懐中電灯等)</li> <li>・資機材(ハール、ジャッキ、電動カッター、フォークリフト、発電機等)</li> </ul>
42	令和6年5月21日	第一環境株式会社 宮崎営業所	宮前区宮崎171 -3 ポン・ファミリ 工宮崎台1F	044-855-6010	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の防災訓練への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期消火</li> <li>・避難誘導</li> <li>・食料品(カップラーメン、レトルト食品、米等)</li> <li>・飲料水(缶・ペットボトル飲料等)</li> <li>・日用品(タオル、軍手、雨具、懐中電灯等)</li> <li>・学用品(文房具、かばん等)</li> <li>・その他(応急給水活動支援、広報活動支援、交通整理支援)</li> </ul>
43	令和7年4月7日	株式会社 大地	宮前区土橋五丁目 4番地3	044-578-1127	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の防災訓練への参加</li> <li>・地域の防災に関する会合等への参加</li> <li>・清掃活動等の地域活動への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期消火</li> <li>・避難誘導</li> <li>・負傷者の救護活動</li> <li>・障害物の除去</li> <li>・日用品(タオル、軍手、雨具、懐中電灯等)の提供</li> </ul>
44	令和7年4月7日	株式会社 アースコン シヤス	宮前区土橋五丁目 4番地3	044-976-5431	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の防災訓練への参加</li> <li>・地域の防災に関する会合等への参加</li> <li>・清掃活動等の地域活動への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期消火</li> <li>・避難誘導</li> <li>・負傷者の救護活動</li> <li>・障害物の除去</li> <li>・日用品(タオル、軍手、雨具、懐中電灯等)の提供</li> </ul>

● 川崎市防災協力事業所一覧【宮前区】

番号	登録(変更)年月日	事業所名	所在地	連絡先	平常時における協力内容	災害時における協力内容
45	令和7年4月7日	宮前建工 株式会社	宮前区神木本町 2-17-14-103	044-948-7282	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の防災訓練への参加</li> <li>・地域の防災に関する会合等への参加</li> <li>・清掃活動等の地域活動への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期消火</li> <li>・避難誘導</li> <li>・資機材(ハール、ジャッキ、電動カッター、フォークリフト、発電機等)の提供</li> <li>・負傷者の救護活動</li> <li>・負傷者の搬送</li> <li>・障害物の除去</li> <li>・食料品(カップラーメン、レトルト食品、米等)</li> <li>・飲料水(缶・ペットボトル飲料等)</li> <li>・資機材(ハール、ジャッキ、電動カッター、フォークリフト、発電機等)</li> <li>・アウトドア用品(自転車、寝袋、ガスコンロ等)</li> </ul>
46	令和7年4月15日	有限公司 ワーカービー	宮前区東有馬三 丁目19番地8	044-870-2088	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の防災に関する会合等への参加</li> <li>・清掃活動等の地域活動への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期消火</li> <li>・避難誘導</li> <li>・負傷者の搬送</li> <li>・障害物の除去</li> <li>・日用品(タオル、軍手、雨具、懐中電灯等)の提供</li> </ul>
47	令和7年8月22日	有限公司 菅生工務店	宮前区菅生2-6-3	044-977-2302	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の防災訓練への参加</li> <li>・地域の防災に関する会合等への参加</li> <li>・清掃活動等の地域活動への参加</li> <li>・地域の祭り、運動会、バザーなどの地域活動に対する事業所等の施設の提供</li> <li>・その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期消火</li> <li>・避難誘導</li> <li>・資機材(ハール、ジャッキなど)を用いた救出活動</li> <li>・食料品(カップラーメン、レトルト食品、米等)の提供</li> <li>・飲料水(缶・ペットボトル飲料等)の提供</li> <li>・仮設物(トイレ、風呂、テントなど)の貸出</li> <li>・その他の防災・救援活動等 独自の取組(水道工事が専門なので、応急給水等)</li> </ul>
48	令和7年9月25日	アルファサーブ	横浜市青葉区美 しが丘1-13-10吉 村ビル107	070-5016-1852	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の防災訓練への参加</li> <li>・地域の防災に関する会合等への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他</li> <li>・ドローンによる被災状況の空撮・俯瞰映像の提供</li> <li>・サーモグラフィ(赤外線カメラ)搭載ドローンを活用した、瓦礫周辺や夜間での人命捜索支援</li> <li>・ドローン搭載スピーカーによる避難経路案内・避難誘導支援</li> <li>・橋梁・堤防・道路などインフラ被災状況の確認・報告</li> <li>・災害発生直後の被害範囲・被害程度の迅速な把握と市へのデータ提供</li> <li>・平常時における防災訓練・防災啓発活動への協力</li> </ul>
49	令和8年3月4日	川崎緑化株式会社	宮前区潮見台6番 5号	044-976-1642	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の祭り、運動会、バザーなどの地域活動に対する事業所等の施設の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【労務提供】</li> <li>・初期消火</li> <li>・避難誘導</li> <li>・障害物の除去</li> <li>【物資提供・貸出】</li> <li>・食料品(カップラーメン、レトルト食品、米等)</li> <li>・飲料水(缶・ペットボトル飲料等)</li> <li>・日用品(タオル、軍手、雨具、懐中電灯等)</li> <li>・資機材(ハール、ジャッキ、電動カッター、フォークリフト、発電機等)</li> <li>【一時避難場所等の提供】</li> <li>・駐車場</li> </ul>

令和8年3月4日 現在

## 指定避難所一覧

番号	学校名	住所	対象町丁	収容可能人数 (カッコ内は屋内 収容人数)
1	宮前平中学校	宮前平2-7	宮崎5丁目、宮崎6丁目、宮前平2丁目の一部	6,243 (2,381)
2	富士見台小学校	宮前平2-18-3	土橋1丁目、土橋5丁目、土橋6丁目、 土橋7丁目、宮前平2丁目の一部	5,626 (2,340)
3	宮前平小学校	宮前平3-14-1	宮前平1丁目、宮前平3丁目	5,511 (1,879)
4	宮崎台小学校	宮崎3-18	宮崎の一部、宮崎2丁目、宮崎3丁目、宮崎4丁目	5,658 (1,954)
5	有馬中学校	有馬7-7-1	有馬1丁目、有馬3丁目の一部、有馬4丁目、有馬 5丁目、有馬6丁目、有馬7丁目、有馬8丁目、有 馬9丁目	6,580 (2,220)
6	西有馬小学校	有馬7-6-1		4,475 (1,767)
7	有馬小学校	東有馬5-12-1	東有馬2丁目の一部、東有馬3丁目、東有馬4丁 目、 東有馬5丁目	5,614 (1,810)
8	鷺沼小学校	鷺沼2-1	鷺沼1丁目、鷺沼2丁目、鷺沼3丁目、鷺沼4丁目	5,643 (1,991)
9	土橋小学校	土橋3-1-11	小台1丁目、小台2丁目、土橋2丁目、土橋3丁 目、土橋4丁目	6,545 (2,085)
10	宮崎中学校	宮崎107	梶ヶ谷の一部、馬絹5丁目、馬絹6丁目の一部、宮 崎の一部、宮崎1丁目、(高津区)梶ヶ谷1丁目	7,561 (2,480)
11	宮崎小学校	馬絹1-30-9	有馬2丁目、有馬3丁目の一部、東有馬1丁目、 東有馬2丁目の一部、馬絹1丁目、馬絹2丁目、馬 絹3丁目、馬絹4丁目、馬絹6丁目の一部	4,624 (2,070)
12	野川中学校	西野川2-2-1	野川台1丁目、野川台2丁目、野川台3丁目、西野 川1丁目の一部、西野川2丁目の一部、西野川3丁 目の一部	4,920 (2,133)
13	西野川小学校	野川台3-10-1		3,993 (1,271)
14	野川小学校	西野川2-19-1	南野川3丁目の一部、西野川1丁目の一部、西野川 2丁目の一部、西野川3丁目の一部、野川本町1丁 目、野川本町2丁目、野川本町3丁目、梶ヶ谷の一 部、(高津区)北野川、(高津区)東野川1丁目、 (高津区)東野川2丁目の一部	4,915 (1,970)

番号	学校名	住所	対象町丁	収容可能人数 (カッコ内は屋内 収容人数)
15	南野川小学校	南野川2-12-1	南野川1丁目、南野川2丁目、南野川3丁目の一部、西野川3丁目の一部、(高津区)東野川2丁目の一部	3,965 (1,608)
16	菅生中学校	菅生2-10-1	菅生2丁目、菅生3丁目の一部、菅生4丁目の一部、菅生ヶ丘の一部、水沢1丁目の一部、水沢2丁目の一部	7,784 (2,002)
17	菅生小学校	菅生1-5-1	菅生1丁目、菅生4丁目の一部、菅生5丁目、菅生6丁目の一部、初山1丁目の一部、初山2丁目の一部	5,264 (1,886)
18	稗原小学校	水沢3-7-1	潮見台、菅生3丁目の一部、菅生ヶ丘の一部、水沢2丁目の一部、水沢3丁目	5,619 (1,510)
19	犬蔵中学校	犬蔵1-10-1	犬蔵2丁目、犬蔵3丁目、水沢1丁目の一部、犬蔵1丁目の一部	6,711 (1,867)
20	白幡台小学校	南平台13-1	白幡台1丁目、白幡台2丁目、南平台、初山2丁目の一部	5,056 (1,314)
21	犬蔵小学校	犬蔵1-3-1	犬蔵1丁目の一部、菅生6丁目の一部、初山2丁目の一部	4,993 (2,087)
22	向丘中学校	神木本町5-11-1	神木本町2丁目の一部、神木本町3丁目、神木本町4丁目、神木本町5丁目、平6丁目の一部	5,498 (2,188)
23	平小学校	平6-5-1	けやき平、神木1丁目、神木2丁目、平6丁目の一部	4,585 (1,879)
24	平中学校	平3-15-1	五所塚2丁目の一部、平1丁目の一部、平2丁目、平3丁目、初山1丁目の一部、(多摩区)東生田3丁目、(多摩区)東生田4丁目	4,742 (1,587)
25	向丘小学校	平1-6-1	五所塚1丁目の一部、五所塚2丁目の一部、神木本町1丁目の一部、平1丁目の一部、平2丁目の一部、平4丁目、平5丁目、初山2丁目の一部	5,769 (1,991)
高津 21	南原小学校	(高)上作延796	神木本町2丁目の一部、(高津区)向ヶ丘の一部、(高津区)上作延の一部	4,358 (1,438)
多摩 3	長尾小学校	(多)長尾7-28-1	五所塚1丁目の一部、神木本町1丁目の一部、神木本町2丁目の一部、(多摩区)長尾3丁目、(多摩区)長尾6丁目、(多摩区)長尾7丁目	7,158 (1,376)

令和7年4月1日 現在

## 指定緊急避難場所の一覧

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	津波	高潮	地震	大規模な火事	内水氾濫	火山現象
104	宮前平中学校	宮前区宮前平2-7	○	○	—	—	○	—	○	○
105	富士見台小学校	宮前区宮前平2-18-3	○	○	—	—	○	—	○	○
106	宮前平小学校	宮前区宮前平3-14-1	○	○	—	—	○	—	○	○
107	宮崎台小学校	宮前区宮崎3-18-2	○	○	—	—	○	—	○	○
108	有馬中学校	宮前区有馬7-7-1	○	○	—	—	○	—	○	○
109	西有馬小学校	宮前区有馬7-6-1	○	○	—	—	○	—	○	○
110	有馬小学校	宮前区東有馬5-12-1	○	○	—	—	○	—	○	○
111	鷺沼小学校	宮前区鷺沼2-1	○	○	—	—	○	—	○	○
112	土橋小学校	宮前区土橋3-1-11	○	○	—	—	○	—	○	○
113	宮崎中学校	宮前区宮崎107	○	○	—	—	○	—	○	○
114	宮崎小学校	宮前区馬絹1-30-9	○	○	—	—	○	—	○	○
115	野川中学校	宮前区西野川2-2-1	○	○	—	—	○	—	○	○
116	西野川小学校	宮前区野川台3-10-1	○	○	—	—	○	—	○	○
117	野川小学校	宮前区西野川2-19-1	○	○	—	—	○	—	○	○
118	南野川小学校	宮前区南野川2-12-1	○	○	—	—	○	—	○	○
119	菅生中学校	宮前区菅生2-10-1	○	○	—	—	○	—	○	○
120	菅生小学校	宮前区菅生1-5-1	○	○	—	—	○	—	○	○
121	稗原小学校	宮前区水沢3-7-1	○	○	—	—	○	—	○	○
122	犬蔵中学校	宮前区犬蔵1-10-1	○	○	—	—	○	—	○	○
123	白幡台小学校	宮前区南平台13-1	○	○	—	—	○	—	○	○
124	犬蔵小学校	宮前区犬蔵1-3-1	○	○	—	—	○	—	○	○
125	向丘中学校	宮前区神木本町5-11-1	○	○	—	—	○	—	○	○
126	平小学校	宮前区平6-5-1	○	○	—	—	○	—	○	○
127	平中学校	宮前区平3-15-1	○	○	—	—	○	—	○	○
128	向丘小学校	宮前区平1-6-1	○	○	—	—	○	—	○	○
(高津) 103	南原小学校	高津区上作延796	○	○	—	—	○	—	○	○
(多摩) 131	長尾小学校	多摩区长尾7-28-1	○	○	—	—	○	—	○	○

注1) 次の施設の中から、異常な現象毎に対象施設を選定するものとする。

学校：体育館、校舎、グラウンド

学校以外：施設建物、敷地

注2) 異常な現象毎の対象施設は、次の通りとする。

洪水・津波・高潮：○体育館、校舎、施設建物 ②校舎、施設建物の2階以上 ③校舎、施設建物の3階以上 ④校舎、施設建物の4階以上

地震：グラウンド等の屋外スペース

崖崩れ等：体育館、校舎

内水氾濫：体育館、校舎、施設建物

火山現象：校舎、施設建物

## 広域避難場所の一覧

施設名(空地を使用)
多摩川河川敷、川崎競馬場、川崎競輪場、川崎球場、富士見公園、大師公園、小田公園、御幸公園、等々力緑地、中原平和公園、中部リハビリテーションセンター、市民プラザ、橋処理センター、緑ヶ丘公園、県立東高根森林公園、稲田公園、生田緑地、西菅公園、菅馬場公園、王禅寺ふるさと公園

## 風水害時避難所補完施設一覧

## ① 公立学校施設

施設名	所在地	備考
県立川崎北高校	有馬 3-22-1	855-2631

## ② 公共施設等

施設名	所在地	備考
青少年の家	宮崎 105-1	888-3588
宮崎こども文化センター	宮崎 1-7	888-2755
宮前老人福祉センター	宮崎 2-12-29	877-9030
宮前平こども文化センター	宮崎 6-2	855-1884
宮前市民館	宮前平 2-20-4	888-3911
菅生保育園	初山 1-23-15	977-9320
蔵敷こども文化センター	菅生 5-3-21	977-2577
地域子育て支援センターすがお	菅生 5-4-10	977-2051
宮前市民館菅生分館	菅生 5-4-11	977-4781
菅生こども文化センター	菅生ヶ丘 13-2	976-0444
鷲ヶ峰老人いこいの家	菅生ヶ丘 32-10	976-6418
土橋保育園	土橋 2-14-1	855-2877
有馬保育園	東有馬 5-16-1	888-3751
白幡台こども文化センター	白幡台 1-13-1	977-8600
白幡台老人いこいの家	白幡台 1-13-1	976-0786
平こども文化センター	平 2-13-1	865-1032
平老人いこいの家	平 2-13-1	865-1033
平保育園	平 2-13-1	865-1031
野川こども文化センター	野川台 1-25-23	788-2202
野川老人いこいの家	野川台 1-25-23	788-2271
中有馬保育園	有馬 3-2-10	854-0425
有馬こども文化センター	有馬 4-5-2	855-2166
有馬老人いこいの家	有馬 4-5-2	855-2177

### ③ その他の施設

施設名	所在地	備考
大塚会館	宮崎 172	
犬蔵自治会館	犬蔵 1-14-24	
菅生住宅集会所	犬蔵 3-13-10	
鷺沼会館	鷺沼 1-18-1	
本遠寺 初山幼稚園	初山 1-2-1	
初山集会所（初山団地内）	初山 2-16-8	
初山会館	初山 2-9-1	
等覚院	神木本町 1-8-1	
長尾住宅集会所	神木本町 2-7	
神木天満宮社務所	神木本町 3-4-36	
蔵敷自治会館	菅生 1-2-36	
長沢自治会館	菅生 2-17-1	
菅生台自治会館	菅生 3-11-8	
稗原団地自治会館	菅生 3-43-21	
長安寺	菅生 4-3-11	
みなみすがお保育園	菅生 4-4-1	
南菅生自治会館	菅生 6-3-15	
菅生ヶ丘自治会館	菅生ヶ丘 19-12	
稗原会館	菅生ヶ丘 27-20	
鷺ヶ峰西住宅自治会集会所	菅生ヶ丘 32	
市営鷺ヶ峰住宅集会所	菅生ヶ丘 41-2-105	
土橋会館	土橋 2-13-2	
市営有馬第二団地集会場	東有馬 4-5-13	
市営南平台集会所（第1、第2）	南平台 17-8	
南平第2団地自治会集会所	南平台 5	
泉福寺	馬絹 2-9-1	
東泉寺	平 1-7-28	
向ヶ丘遊園センチュリータウン管理棟	平 2-12-9-1	
高山団地自治会集会所	平 2-24	
平高山自治会館	平 3-20-3	
平会館	平 4-3-11	
県営野川南台団地自治会館	南野川 3-8-2	
野川西団地自治会集会所	西野川 1-23-12	
宮山スポーツプラザ	西野川 1-35-5	
西有馬おひさま保育園	有馬 1-8-6	

## 宮前区中学校区防災ネットワーク一覧

(宮前地区)

## 宮前平中学校区防災ネットワーク連絡会議

宮前平中学校 避難所運営会議	宮前平小学校 避難所運営会議	宮崎台小学校 避難所運営会議	富士見台小学校 避難所運営会議	土橋小学校 避難所運営会議
花の台町内会	花の台町内会	花の台町内会	土橋町内会	土橋町内会
宮崎6丁目自治会		宮崎町内会	クリエール宮前平 管理組合	小台町内会
		宮崎台グリーンハイツ 防火管理 秀和宮崎台レジデ ンス管理組合 東海宮崎台マンシ ョン管理組合		日本生命鷺沼荘

## 有馬中学校区防災ネットワーク連絡会議

有馬中学校 避難所運営会議	西有馬小学校 避難所運営会議	鷺沼小学校 避難所運営会議	有馬小学校 避難所運営会議
有馬町会	有馬町会	鷺沼町会	県営有馬団地自治会
市営有馬第3住宅 自治会	市営有馬第3住宅 自治会		市営有馬第1住宅自治会
			市営有馬第二団地自治会
			東有馬町会

## 宮崎中学校区ネットワーク連絡会議

宮崎中学校 避難所運営会議	宮崎小学校 避難所運営会議	梶ヶ谷小学校 避難所運営会議 (高津区)	西梶ヶ谷小学校 避難所運営会議 (高津区)
馬絹町内会	馬絹町内会	梶ヶ谷町内会	梶ヶ谷2丁目町内会
大塚町内会	東有馬町会	梶ヶ谷4丁目町内会	下作延中央町内会
市営宮崎団地自治会	有馬町会		末長町内会
			姿見台スカイハイツ管 理組合

## 野川中学校区防災ネットワーク連絡会議

野川中学校 避難所運営会議	野川小学校 避難所運営会議	西野川小学校 避難所運営会議	南野川小学校 避難所運営会議	
西野川町内会	野川本町町内会	西野川町内会	西野川町内会	東野川南野川町内会
野川台自治会	野川やと睦会	野川東住宅自治会 (高津区)	野川台自治会	県営野川南台団地自治会
	梶ヶ谷金山町内会	野川中耕地自治会 (高津区)	野川西団地自治会	野川住宅管理組合

# 宮前区中学校区防災ネットワーク一覧

(向丘地区)

菅生中学校区防災ネットワーク連絡会議				
菅生中学校 避難所運営会議		菅生小学校 避難所運営会議	稗原小学校 避難所運営会議	
菅生台自治会	長沢自治会	長沢自治会	菅生台自治会	稗原自治会
一の丸自治会	蔵敷自治会	蔵敷自治会	一の丸自治会	菅生ヶ丘自治会
		初山自治会	稗原団地自治会	
		蔵敷団地親和会	市営鷲ヶ峰住宅自治会	
		市営清水台団地自治会 自主防災本部	鷲ヶ峰西住宅自治会	

犬蔵中学校区防災ネットワーク連絡会議				
犬蔵中学校 避難所運営会議	犬蔵小学校 避難所運営会議	白幡台小学校避難所運営会議		
犬蔵自治会	犬蔵自治会	南平町内会	南平みどり会	南平第二団地自治会
菅生住宅自治会	蔵敷団地親和会	南平ハイツ自治会	平住宅自治会	白幡台住宅管理組合
グリーンコーポ多摩 プラザ管理組合	南菅生自治会	南平台公社住宅自治会	白幡台自治会	初山団地自治会
マイキャッスルたまプ ラザⅡ防災委員会	向ヶ丘第五次自治会	初山住宅自治会	南平自治会	南平台自治会
	菅生団地自治会	向ヶ丘コーポピアネーズ自治会	グリーンヒル宮前平住民の会	ライオンズマンション宮前平ヒルズ管理組合

向丘中学校区防災ネットワーク連絡会議				
向丘中学校 避難所運営会議	平小学校 避難所運営会議	南原小学校 避難所運営会議 (高津区)	上作延小学校 避難所運営会議 (高津区)	
神木本町自治会	新神木自治会	長尾住宅自治会	上作延町会	上作延第1自治会
	宮前平グリーンハイツ自治会	神木本町自治会	上作延公社住宅自治会	不動ヶ丘共同住宅自治会
	宮前平ロイヤルマンション管理組合	上作延第2住宅自治会	下作延中央町内会	不動ヶ丘第2団地自治会
	ライオンズマンション宮前平第2管理組合	上作延団地自治会	下作延南住宅自治会	三井化学自治会
	平日影自治会	上作延町会		

平中学校区防災ネットワーク連絡会議				
平中学校避難所運営会議		向丘小学校避難所運営会議		
市営高山団地自治会	平日向自治会	平日向自治会	平風久保町内会	平日影自治会
平高山自治会	五所塚町内会	五所塚町内会	向ヶ丘遊園センチュリータウン自治会	宮前平パークハイツ自治管理組合
鴛鴦沼自治会 (多摩区)	平日影自治会	エクセル宮前平自治会		

## 防災行政無線同報系屋外受信機設置一覽

局番	局名	設置場所
高津23	東高根森林公園南(駐車場入口)	宮前区神木本町 2-10-1
高津24	東高根森林公園北多摩区東名寄り	宮前区神木本町 2-10
宮前1	野川南耕地(野川小学校先)	宮前区西野川 3-31-28 先
宮前2	平瀬川平橋	宮前区平 1-9-5
宮前3	能満寺	高津区千年 354
宮前4	上野川	宮前区野川 281-11 先
宮前5	馬絹	宮前区馬絹 4-7-14
宮前6	宮前平中学校	宮前区宮前平 2-7
宮前7	鷺沼小学校	宮前区鷺沼 2-1
宮前8	菅生中学校	宮前区菅生 2-10-1
宮前9	県立川崎北高校	宮前区有馬 3-22-1
宮前10	犬蔵中学校	宮前区犬蔵 1-10-1
宮前11	向丘小学校	宮前区平 1-6-1
宮前12	野川中学校	宮前区西野川 2-2-1
宮前13	馬絹交差点	宮前区馬絹 6-10-33
宮前14	宮崎台小学校	宮前区宮崎 3-18-2
宮前15	宮崎中学校	宮前区宮崎 107
宮前16	有馬中学校	宮前区有馬 7-7-1
宮前17	向丘中学校	宮前区神木本町 5-11-1
宮前18	平中学校	宮前区平 3-15-1
宮前19	有馬小学校	宮前区東有馬 5-12-1
宮前20	犬蔵小学校	宮前区犬蔵 1-3-1
宮前21	南野川小学校	宮前区南野川 2-12-1
宮前22	富士見台小学校	宮前区宮前平 2-18-3
宮前23	稗原小学校	宮前区水沢 3-7-1
宮前24	宮崎小学校	宮前区馬絹 1-30-9
宮前25	平小学校	宮前区平 6-5-1
宮前26	白幡台小学校	宮前区南平台 13-1
宮前27	野川小学校	宮前区西野川 2-19-1
宮前28	宮前平小学校	宮前区宮前平 3-14-1
宮前29	菅生小学校	宮前区菅生 1-5-1
宮前30	土橋小学校	宮前区土橋 3-1-11
宮前31	野川さんかく公園	宮前区南野川 2-40-33
宮前32	神木本町	宮前区神木本町 1-10-5
宮前33	平4丁目公園	宮前区平 4-17
宮前34	土橋7丁目公園	宮前区土橋 7-27-2
宮前35	宮崎第1公園	宮前区宮崎 1-7
宮前36	嶋田人道橋	宮前区初山 1-1151-1 先



## (目的)

第1条 この要綱は、川崎市自主防災組織育成指導要綱（昭和58年4月15日施行）第3条に基づき認定された自主防災組織（以下「自主防災組織」という。）の育成と、防災体制の充実を図るため、自主防災組織が防災活動を行ううえに必要な防災資器材の購入に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

## (補助対象)

第2条 前条に規定する補助金（以下「補助金」という。）の交付対象は、自主防災組織とする。

2 前項の規定にかかわらず、自主防災組織の代表者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する場合は、補助金を交付しないものとする。

## (防災資器材)

第3条 補助金の交付対象となる防災資器材は、自主防災組織が防災活動の用に供するもので、別表に掲げるものとする。なお、別表に掲げている防災資器材であっても消防法等関係法令により設置が義務付けられているものについては交付対象としない。

## (補助金の額)

第4条 補助金の額は、毎会計年度中に自主防災組織が防災資器材の購入に要する費用の2分の1以下の額とする。

ただし、次の各号により算出した金額の合算額を限度とし、100円未満の端数は切り捨てる。

- (1) 組織割（1自主防災組織につき） 300,000円
- (2) 世帯割（1世帯につき） 600円

2 次条第2項の規定による連名申請を行う場合における前項ただし書きの取扱いについては、連名申請を行う自主防災組織の数にかかわらず、同項第1号に掲げる額に、当該連名申請を行う各自主防災組織ごとに同項第2号により算出した額を加えた額を限度とし、100円未満の端数は切り捨てる。

## (補助金の交付申請)

第5条 防災資器材の購入を計画し、補助金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者は、予め、防災資器材購入補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に必要な事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 近隣の複数の自主防災組織が共同で使用する防災資器材について、連名で購入を計画し、補助金の交付を受けようとする場合は、連名で申請すること（以下「連名申請」という。）ができる。この場合、連名申請を行おうとする自主防災組織は、予め、当該申請の代表となる自主防災組織（以下「代表自主防災組織」という。）を定めるとともに、防災資器材購入補助金連名申請申出書（第2号様式。以下「申出書」という。）に必要な事項を記載し、代表自主防災組織の代表者は、申請書と併せて申出書を市長に提出しなければならない。

## (補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、防災資器材購入補助金交付決定通知書（第3号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、申請書を提出した自主防災組織（連名申請の場合においては、代表自主防災組織以外の自主防災組織を含む。）の代表者（以下

「申請者」という。)に通知するものとする。

3 市長は、申請書の補助申請金額と交付する補助金の額が異なる場合は、交付決定通知書にその理由を付して、申請者に通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定により補助金の交付を行わないことと決定したときは、防災資器材購入補助金不交付決定通知書(第4号様式)にその理由を付して、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条第2項の規定による通知を受けた申請者(連名申請の場合にあつては、代表自主防災組織の代表者)は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

2 連名申請の場合に、前項の取下げを行うときは、代表自主防災組織以外の自主防災組織の同意を得るものとする。

3 前2項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第2項の規定による通知があつた日から起算して14日以内に、防災資器材購入補助金交付申請取下届出書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(変更申請)

第8条 申請者(連名申請の場合にあつては、代表自主防災組織の代表者)は、第6条第2項の規定による通知を受けた後、購入を予定する防災資器材の品目、数量又は金額に変更を生じたときは、防災資器材購入補助金交付変更申請書(第6号様式。以下「変更申請書」という。)に必要事項を記載し、市長に提出しなければならない。ただし、防災資器材の購入数量が減少した、又は値引き等で価格が減少したことにより、購入総額が減少した場合は、この限りではない。

2 連名申請の場合に、前項の変更が生じたときは、代表自主防災組織以外の自主防災組織の同意を得るものとする。

3 市長は、前項の規定による変更申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、この要綱の規定に適合していると認めるときは、交付決定通知書により、変更後の補助金の額を申請者に通知するものとする。

(購入報告)

第9条 申請者は、防災資器材の購入を完了したときは、速やかに防災資器材購入報告書(第7号様式。以下「購入報告書」という。)に必要事項を記載し、領収書(写)等を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金交付額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による購入報告書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、防災資器材購入補助金交付額確定通知書(第8号様式。以下「交付額確定通知書」という。)により、購入報告書を提出した申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査に当たり、必要があるときは、自主防災組織が購入した防災資器材の検査を実施する。

(補助金の交付及び請求)

第11条 補助金は、前条第1項の規定による補助金交付額の確定後、原則として申請者の指定する金融機関の預金口座に振り込むものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、補助金の交付決定後に概算払いをすることができる。この場合において、申請者は、申請書に理由書を添付して提出しなければならない。

2 申請者は、前項の規定により補助金を受けようとするときは、防災資器材購入補助金(概算)交付請求書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

(返戻)

第12条 前条第1項ただし書の規定により概算払いによる補助金の交付を受けた申請者は、防災資器材購入報告書による購入額が、補助金交付決定時の購入予定額を下回った場合には、購入額に対する第4条の規定による補助金相当額と既に交付した補助金額との差額を返戻しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた申請者が、この要綱の規定に違反して虚偽その他不正の手段で補助金の交付を受けたとき、又は第2条第2項に規定する場合は、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(確認)

第14条 市長は、必要に応じ、自主防災組織の代表者が暴力団員に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報や神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、防災資器材購入補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和52年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に補助金の交付を受けている自主防災組織に対しては、第4条の規定により算出した補助金の額から、既に交付した金額を差引いた額の範囲で補助金の交付を行うことができる。

附 則

この要綱は、昭和58年4月26日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和59年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年9月21日から施行する。

2 この要綱による改正後の川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日30川総危第1307号）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 別表(第3条関係)

## 防災資器材購入品目一覧表

分類	対象資器材	備考
1 消火用具類	①消火器	・詰め替えを除く。
	②消火器用格納箱	
	③水バケツ	
	④消火ホース (消防用ホース)	・水道用ホース等日用品の部類は除く。
	⑤消火ホース用ノズル	
	⑥屋外消火栓用器具	・消火栓開閉用器具 ・スタンドパイプ等のジョイント(媒介)器具類
	⑦消火ホースキット	・消火ホース、消火ホース用ノズル、屋外消火栓用器具がセットになったもの。
	⑧その他	・その他災害時の消火に用いる用具
2 救出救助器具類	①のこぎり	・救助器具セット等を含む。
	②バール	
	③かけや	
	④つるはし	
	⑤スコップ	
	⑥手斧・なた	
	⑦ジャッキ	
	⑧カラビナ	
	⑨ロープ	
	⑩ウインチ	
	⑪ハンマー	
	⑫番線カッター	
	⑬はしご	
	⑭その他	・その他災害時の救出救助に用いる用具
3 救護用具	①救急箱	・医薬品(中身)のみの購入は除く。
	②担架	
	③車椅子	
	④AED	・据付用格納箱等を含む。
	⑤その他	・その他災害時の救護に用いる用具
4 防災被服類	①ヘルメット	
	②防災用被服	
	③腕章	
5 通信器具類	①トランシーバー	・免許を要する場合、免許申請等にかかる費用は除く。
	②携帯ラジオ	
	③メガホン類	
	④その他	・その他災害時の通信に用いる器具
6 防災倉庫類	①防災倉庫	・工事費用を除く。 ・整理棚は倉庫購入時のみ可能
	②防災用品保管庫	・多人数が使用するものに限る。 ・個別使用・配布するものは除く。
7 炊事器具類	①鍋・釜類	・多人数が使用するものに限る。 ・個別使用・配布するものは除く。
	②炊飯器具セット	
	③水タンク	
	④カセットコンロ	
8 その他	①テント	・多人数が使用するものに限る。 ・個別使用・配布するものは除く。
	②仮設トイレ	
	③防水シート	
	④懐中電灯	
	⑤リヤカー	
	⑥避難誘導棒	
	⑦毛布	
	⑧エレベータ用防災セット	・消耗品(中身)のみの購入は除く。 ・エレベータに設置するものに限る。
	⑨ボート	・荷物搬送用として使用するものに限る。 ・船外機の購入は除く。
	⑩カラーコーン	・重り等付属品も含む。
9 維持管理体制の	①発動発電機	

必要な資器材	②蓄電池	・個別使用・配布する物は除く
	③投光機	
	④コードリール	
	⑤チェーンソー	
	⑥エンジンカッター	
	⑦ろ水機・浄水機	
	⑧可搬型消火ポンプ	
	⑨排水ポンプ	
	⑩ガソリン携行缶	

- ※ 上表に掲げる資器材の維持管理に要する消耗品類は除く。
- ※ 補助対象品目は、原則として上表に掲げるものとするが、第3条に規定する用に供するもので、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- ※ 消防法等関係法令により設置が義務付けられているものについては交付対象としない。

## 防災資器材購入補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

自主防災組織名 \_\_\_\_\_  
 代表者住所 \_\_\_\_\_  
 代表者役職・氏名 (役職) (氏名) \_\_\_\_\_  
 電 話 \_\_\_\_\_

本年度において、次のとおり防災資器材の購入を計画しましたので、補助金の交付を申請します。なお、本件防災資器材は、消防法等関係法令に基づく設置義務のあるものではなく、自主防災活動に供するため購入するものです。

- 1 町内会・自治会等の名称 \_\_\_\_\_
- 2 自主防災組織の構成世帯数 \_\_\_\_\_ 世帯
- 3 購入予定総額 \_\_\_\_\_ 円
- 4 補助申請金額 \_\_\_\_\_ 円
- 5 添付書類
  - (1) 自主防災組織の編成表
  - (2) 防災資器材購入品目一覧表
  - (3) 見積書等(写)
- 6 本申請の連絡先
 

氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

※ 他の自主防災組織と連名で申請を行う場合は、本申請書のほか、「防災資器材購入補助金連名申請申出書(第2号様式)」を併せて提出してください。

なお、連名申請の場合は、本様式には代表となる自主防災組織に係る情報を記入してください。

備 考	
-----	--

暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された個人情報を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

## 防災資器材購入補助金 連名申請申出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

連名申請に係る代表の  
自主防災組織名 \_\_\_\_\_

代表者役職・氏名 (役職) (氏名) \_\_\_\_\_

年 月 日付けで申請いたしました防災資器材購入補助金の交付について、次のとおり連名での申請としたいので申し出ます。

(代表以外の自主防災組織)

自主防災組織名	
代表者住所	
代表者役職・氏名	(役職) (氏名)
電話	
町内会・自治会等の名称	
自主防災組織の構成世帯数	
添付書類	自主防災組織の編成表
本申請の連絡先	氏名 電話

備考

暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された個人情報を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

(継続用紙)

自主防災組織名	
代表者住所	
代表者役職・氏名	(役職) (氏名)
電話	
町内会・自治会等の名称	
自主防災組織の構成世帯数	
添付書類	自主防災組織の編成表
本申請の連絡先	氏名 電話

自主防災組織名	
代表者住所	
代表者役職・氏名	(役職) (氏名)
電話	
町内会・自治会等の名称	
自主防災組織の構成世帯数	
添付書類	自主防災組織の編成表
本申請の連絡先	氏名 電話

## 防災資器材購入補助金交付決定通知書

川崎市指令 第 号  
年 月 日

川崎市

様

年 月 日付けで申請のありました川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金につきましては、川崎市自主防災組織資器材購入補助金要綱の規定に基づき、次の条件をつけて交付することを決定しましたので通知します。

1 交付金額 円

連名申請の場合の内訳

2 上記1の額が申請書の補助申請金額と異なる場合はその理由

川崎市長

印

(補助金交付の条件)

- 1 この補助金は、申請のあった防災資器材の購入のためにのみ使用すること。
- 2 防災資器材を購入したときは、速やかに防災資器材購入報告書(第7号様式)を提出すること。
- 3 補助金を上記1以外の目的に使用したとき又は書類の記載事項に虚偽不正の行為が認められたときは、補助金の全部又は一部を返還すること。
- 4 その他 ( )

## 防災資器材購入補助金不交付決定通知書

川崎市指令 第 号  
年 月 日

川崎市

様

年 月 日付けで申請のありました川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金の交付につきましては、次のとおり不交付と決定しましたので通知します。

川崎市長

印

交付しない理由

担任		
----	--	--

第5号様式

## 防災資器材購入補助金交付申請取下届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

自主防災組織名 \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

代表者役職・氏名 (役職) \_\_\_\_\_ (氏名) \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

年 月 日付け川崎市指令 第 号により交付決定通知のあった川崎市自主防災組織  
防災資器材購入補助金について、当該補助金の交付の決定の内容又は交付の決定に付された条件の  
うち、次に掲げる事項について不服があるので、川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱第7  
条第2項に基づき補助金の申請を取り下げます。

不服のある交付の決定の内容又は交付の決定 に付された条件	理由

(連名申請の場 合に使用)  代表となる自主 防災組織以外の 自主防災組織の 確認欄	自主防災組織名 _____ 代表者住所 _____ 代表者役職・氏名 (役職) _____ (氏名) _____
	自主防災組織名 _____ 代表者住所 _____ 代表者役職・氏名 (役職) _____ (氏名) _____
備 考	

担任		
----	--	--

第6号様式

## 防災資器材購入補助金交付変更申請書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

自主防災組織名 \_\_\_\_\_  
 代表者住所 \_\_\_\_\_  
 代表者役職・氏名 (役職) \_\_\_\_\_ (氏名) \_\_\_\_\_  
 電 話 \_\_\_\_\_

本年度において、次のとおり防災資器材の購入計画を変更しましたので、申請します。

品 目	変 更 前		変 更 後	
	数量	金 額	数量	金 額

(連名申請の場合に使用)  代表となる自主防災組織以外の自主防災組織の確認欄	自主防災組織名 _____ 代表者住所 _____ 代表者役職・氏名 (役職) _____ (氏名) _____
	自主防災組織名 _____ 代表者住所 _____ 代表者役職・氏名 (役職) _____ (氏名) _____
備 考	

担任		
----	--	--

第7号様式

## 防災資器材購入報告書

年 月 日

(宛先)川崎市長

自主防災組織名 \_\_\_\_\_  
 代表者住所 \_\_\_\_\_  
 代表者役職・氏名 (役職) \_\_\_\_\_ (氏名) \_\_\_\_\_

年 月 日付け川崎市指令 第 号により交付の決定を受けた防災資器材購入補助金について、次のとおり防災資器材を購入しましたので、領収書(写)等を添えて報告します。

品 目	数 量	金 額(円)	保 管 場 所
合 計		円	

※ 領収書は、品目、数量及び金額が記載されたものを添付すること。領収書に品目、数量及び金額の記載がない場合は、それらが記載されている購入業者が発行した書類を添付すること。

(連名申請の場合に使用)  代表となる自主防災組織以外の自主防災組織の確認欄	自主防災組織名 _____ 代表者住所 _____ 代表者役職・氏名 (役職) _____ (氏名) _____
自主防災組織名 _____ 代表者住所 _____ 代表者役職・氏名 (役職) _____ (氏名) _____	
備 考	



<p>(連名申請の場合に使用)</p> <p>代表となる自主防災組織以外の自主防災組織の確認欄</p>	自主防災組織名 _____ 代表者住所 _____ 代表者役職・氏名 (役職) _____ (氏名) _____
	自主防災組織名 _____ 代表者住所 _____ 代表者役職・氏名 (役職) _____ (氏名) _____
	自主防災組織名 _____ 代表者住所 _____ 代表者役職・氏名 (役職) _____ (氏名) _____
	自主防災組織名 _____ 代表者住所 _____ 代表者役職・氏名 (役職) _____ (氏名) _____
	自主防災組織名 _____ 代表者住所 _____ 代表者役職・氏名 (役職) _____ (氏名) _____
	自主防災組織名 _____ 代表者住所 _____ 代表者役職・氏名 (役職) _____ (氏名) _____
	自主防災組織名 _____ 代表者住所 _____ 代表者役職・氏名 (役職) _____ (氏名) _____

## 防災資器材購入補助金交付額確定通知書

川 第 号  
年 月 日

川崎市

様

年 月 日付け川崎市指令 第 号により交付決定した川崎市自主防災組織防災資器材  
購入補助金について、次のとおり交付額を確定しましたので通知します。

交 付 確 定 金 額 \_\_\_\_\_ 円

連名申請の場合の内訳

川崎市長

印

## 防災資器材購入補助金（概算） 交付請求書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

自主防災組織名 \_\_\_\_\_  
 代表者住所 \_\_\_\_\_  
 代表者役職・氏名 (役職) \_\_\_\_\_ (氏名) \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_  
 電 話 \_\_\_\_\_

年 月 日付けで交付が決定されました川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金について、次のとおり交付を請求します。

1 補助金請求金額 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先

金 融 機 関 名	銀 行							支 店
預 金 種 別	1 普通 2 当座		口座番号					
口 座 名 義 (受取人)	フリガナ							
	名 義							

3 委任状(請求人と受取人が違う場合は記入が必要となります。)

委任者 自主防災組織名 \_\_\_\_\_  
 代表者住所 \_\_\_\_\_  
 代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

私は、次の者を代理人に定め、川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金の受領に関する権限を委任します。

受任者 団体名 \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

※振込先の通帳の写し(表紙と表紙裏面(カナ氏名・支店名等が記載されている面))を添付して下さい。  
 ※口座名義(受取人)は正確に記入して下さい。

## 宮前区「川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金」事前調整に係る事務取扱要領

## (目的)

第1条 この事務取扱要領は、区内の自主防災組織が川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金（以下、「補助金」という。）制度による恩恵を公平に受けられるようにすることを目的として、宮前区自主防災組織連絡協議会（以下、「協議会」という。）で事前に補助金を交付する自主防災組織の調整を行うことについて必要な事項を定めたものである。

## (調査書の提出)

第2条 防災資器材の購入を計画し、補助金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者は、あらかじめ指定された期日までに様式1「防災資器材購入希望調査書(以下、「調査書」という。)」及び様式2「防災資器材購入品目一覧表」を協議会会長へ提出しなければならない。

## (調整の手順)

第3条 補助金を交付する自主防災組織の調整手順は、次の手順による。

(1) 調査書において提出された補助希望額の合計を算出する。

(2) 前号において、補助希望額の合計が、その年度の予算額を上回った場合に、協議会会長は、宮前区自主防災組織連絡協議会役員会（以下、「役員会」という。）を開催する。

(3) 役員会は、提出された調査書をもとに、予算の範囲内で補助金を交付する自主防災組織の調整を行う。

2 前項第1号において算出した合計額が、その年度の予算額を超えていない場合は、調査書を提出していない組織を対象に再調査を行うことができる。

## (調整の基準)

第4条 役員会においては、次の各号の基準に基づいて調整を行い、補助金を交付する自主防災組織を調整する。なお、優先順位は同号に掲げる順序とする。

(1) 過去3年間に補助金を受けていない自主防災組織

(2) 過去3年以内に補助金を受けている自主防災組織のうち、過去3年の補助額の総額が1年あたりの上限額の25%を超えない組織

(3) いずれの号にも当てはまらない組織

2 前条第2項において再調査を行った場合は、調査書を提出した組織を対象に調整を行うものとし、再調査分の補助希望額が、予算残額を超える場合は、次項の規定に基づき補助希望額を決定するものとする。

3 前2項において調整した結果、第1項においては予算額を上回った号に該当する組織のみ、第2項においては再調査により提出された補助希望総額が予算残額を上回った場合にのみ、再調査により補助を希望した全組織に、次のように算出した係数を補助希望額に乗じて補助額を決定する。

係数：予算残額／該当する団体の補助希望額総計

なお、係数は小数点第2位止めとし、3位以下は切り捨てるものとする。

4 第1項1号及び2号において予算額を上回った場合、以降の号に該当する組織においては当該年度における補助対象としない。

## (調整に係る特例)

第5条 前条で定めた基準で調整がつかない場合は、役員会での協議により補助金を交付する自主防災組織を調整することができる。

(自主防災組織への通知)

第6条 協議会会長は、補助金を交付する自主防災組織を調整した際に、調査書を提出したすべての自主防災組織へその結果を通知する。

(申請書の提出)

第7条 補助金の交付が決定した自主防災組織は、川崎市長に川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱に定める防災資器材購入補助金交付申請書を提出するものとする。

(その他)

第8条 この事務取扱要領に定めのない事項については、役員会において定める。

附則

この内規は、平成21年4月1日から実施する。

附則

この内規は、平成31年4月1日から実施する。

## 川崎市自主防災組織活動助成金交付要綱

## (目的)

第1条 地域社会を災害から守るためには、その地域住民が自らのいのちとくらしを自らの力で守るという考えに立って行動しなければならない。市は、災害から住民を守るための諸対策の推進とあわせて住民の自主性を助長し、災害対策活動において両者一体の実をあげるための呼びかけを行ってきた。

この要綱は、これらの基本理念を踏まえ、川崎市自主防災組織育成指導要綱（57川土防第575号）第3条に基づき認定された自主防災組織（以下「自主防災組織」という。）が、防災訓練及び防災知識の啓発活動を通して、防災に関する地域住民の連帯感を高め、災害の発生の際にその機能を十分発揮できるように、平常時における組織活動を促進するため、予算の範囲内で、活動助成金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

## (補助対象)

第2条 活動助成金の交付対象は、自主防災組織とする。

2 前項の規定にかかわらず、自主防災組織の代表者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する場合は、助成金を交付しないものとする。

## (交付の対象とする活動)

第3条 活動助成金の交付の対象とする自主防災組織の活動の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

## (1) 防災訓練

- ア 消火訓練
- イ 救出救助訓練
- ウ 救命・救護訓練
- エ 避難・誘導訓練
- オ 情報収集・伝達訓練
- カ 給食・給水訓練
- キ 避難所設営・運営訓練
- ク 災害図上訓練
- ケ その他市長が適当と認めたもの

## (2) 防災知識の啓発活動

- ア 防災に関する資料の作成及び配布
- イ 防災に関する映像等の上映会
- ウ 防災講演会の実施
- エ 防災関連施設（防災センター等）の視察
- オ その他市長が適当と認めたもの

## (交付基準)

第4条 自主防災組織に対する活動助成金は、次の表に掲げる活動の規模及び種別ごとに、当該各欄の金額を交付する。

1回の参加人数	1回の活動に交付できる金額		
	訓練を行った場合	啓発活動を行った場合	訓練と啓発活動を同時に行った場合
20人以上 49人まで	12,000円	3,000円	15,000円
50人以上 300人まで	24,000円	6,000円	30,000円
301人以上 500人まで	32,000円	8,000円	40,000円
501人以上	40,000円	10,000円	50,000円

2 自主防災組織が消防法（昭和23年7月24日 法律186号）第8条に規定する訓練を実施した場合は、以下の金額を交付する。

ただし、同法に規定する訓練のほか、第3条各号に掲げる活動を併せて実施した場合には、前項の規定を適用する。

1回の参加人数	1回の活動に交付できる金額（円）
20人以上	5,000

3 前各項の活動助成金は、次の表に掲げる金額を毎会計年度中に交付することのできる限度額とし、当該金額の範囲を超えることはできない。

自主防災組織の構成世帯数	限度額（円）
300世帯まで	30,000
301世帯以上 500世帯まで	40,000
501世帯以上	50,000

（交付申請）

第5条 活動助成金の助成を受けようとする自主防災組織の代表者は、第3条に規定する活動を実施したときは、自主防災組織活動助成金交付申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）に必要事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 前項に掲げる申請書は、特別の事情がある場合を除き、活動を実施した日から起算して1箇月以内に提出するものとする。

3 前項に規定する期日を越えて申請を行う場合には、遅延理由書（第3号様式）に必要事項を記載し、申請書と併せて提出するものとする。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付する活動助成金の額を決定する。

2 市長は、前項の規定により活動助成金の額を決定したときは、自主防災組織活動助成金交付決定通知書（第2号様式）により助成申請書を提出した自主防災組織の代表者（以下「申請者」という。）に通知する。

（交付）

第7条 活動助成金は、前条第1項による交付決定後、原則として、申請者の指定する金融機関の預金口座に振り込むものとする。

（返還）

第8条 市長は、申請者が、虚偽その他不正の手段で活動助成金の交付を受けたとき、又は第2条第2項に該当する場合は、活動助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(使途)

第9条 自主防災組織は、交付を受けた活動助成金の使途を明確にしておかなければならない。

(確認)

第10条 市長は、必要に応じ、自主防災組織の代表者が暴力団員に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

附 則

この要綱は、昭和58年4月15日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年5月1日から施行し、平成20年4月1日より適用する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、平成20年4月1日付け20川総危第48号による改正前の要綱の規定による様式によってなした、平成20年4月1日付け20川総危第48号による改正前の要綱第5条に基づく交付申請は、平成20年7月31日までの間に限り、有効とみなす。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月19日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日27川総危第1448号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月29日3川総危第1801号)

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

担任		
----	--	--

## 自主防災組織活動助成金交付申請書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

自主防災組織名 \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

代表者役職・氏名 (役職) \_\_\_\_\_ (氏名) \_\_\_\_\_

生年月日 H. S. T 年 月 日生

電 話 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

次のとおり、自主防災組織の活動を実施しましたので、活動助成金の交付を申請します。

実 施 内 容	助成対象区分	実 施 内 容 (該当する項目をチェック)	
	防災訓練	<input type="checkbox"/> 消火訓練 <input type="checkbox"/> 救出救助訓練 <input type="checkbox"/> 救命・救護訓練 <input type="checkbox"/> 避難・誘導訓練 <input type="checkbox"/> 情報収集・伝達訓練 <input type="checkbox"/> 給食・給水訓練 <input type="checkbox"/> 避難所設営・運営訓練 <input type="checkbox"/> 災害図上訓練 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )	
	防災知識の啓発活動	<input type="checkbox"/> 防災に関する資料の作成及び配布 <input type="checkbox"/> 防災に関する映像等の上映会 <input type="checkbox"/> 防災講演会 (ぼうさい出前講座) の実施 <input type="checkbox"/> 防災関連施設 (防災センター等) の視察 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )	
実 施 日 時	年 月 日 ( 時 分 から 時 分まで)		
実 施 場 所			
自主防災組織の構成世帯数	世帯	参加人数	人
申 請 額	円	既に助成を受けた額	円
指導担当機関	<input type="checkbox"/> 危機管理本部 <input type="checkbox"/> 区役所 <input type="checkbox"/> 消防署 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )		

暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された個人情報神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

## 自主防災組織活動助成金交付決定通知書

川崎市指令 第 号  
年 月 日

川崎市

様

川崎市長

年 月 日付けで申請のありました自主防災組織活動助成金の交付額につきましては、次のとおり決定しましたので通知します。

助成金交付額 \_\_\_\_\_ 円

(助成金交付の条件)

- 1 交付を受けた活動助成金の使途は明確にしなければならない。
- 2 虚偽その他不正の手段で活動助成金の交付を受けたときは、活動助成金の全部又は一部を返還させる。

担任		
----	--	--

# 遅 延 理 由 書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

自主防災組織名 \_\_\_\_\_  
代表者住所 \_\_\_\_\_  
代表者役職・氏名 (役職) \_\_\_\_\_ (氏名) \_\_\_\_\_  
電 話 ( ) \_\_\_\_\_

次の理由により、自主防災組織活動助成金申請書の提出が遅延しました。

[ ]

## 川崎市地域防災活動促進助成金交付要綱

(総則)

第1条 市長は、地域における防災活動を強力に推進するため、市及び区の自主防災組織連絡協議会（以下「協議会」という。）の行う事業及び運営に要する経費について、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で、川崎市地域防災活動促進助成金（以下、「助成金」という。）を協議会に交付する。

(交付対象)

第2条 助成金の交付対象は、協議会とする。

2 前項の規定にかかわらず、協議会の代表者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する場合は、助成金を交付しないものとする。

(助成事業)

第3条 助成金の対象となる協議会の行う事業（以下「助成事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 避難所運営に関する会議、訓練、研修会、講習等に関すること。
- (2) 地域防災拠点（中学校）を中心とした防災活動に関すること。
- (3) 防災に関する資料を作成し、提供すること。
- (4) 市民まつり、区民祭等において、防災に関する啓発、周知をすること。
- (5) 協議会の運営に関すること。
- (6) その他市長が必要と認めた地域防災活動促進のための事業を行うこと。

(交付申請)

第4条 協議会は、助成金の交付を受けようとするときは、川崎市地域防災活動促進助成金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 地域防災活動促進事業計画書（第2号様式）
- (2) 地域防災活動促進事業月別事業計画書（第3号様式）
- (3) 地域防災活動促進事業収支予算書（第4号様式）

(助成金の交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条第1項の交付申請があったときは、これを審査し、適正と認めたときは、交付を決定する。

2 前項の規定による交付決定の通知は、川崎市地域防災活動促進助成金交付決定通知書（第5号様式）により行う。

(助成事業の変更等)

第6条 助成金の交付を受けた協議会は、助成事業内容又は助成事業の経費配分を変更しようとするときは、あらかじめ地域防災活動促進事業変更（中止、廃止）承認申請書（第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、助成事業に要する各事業経費の変更額が、当該経費の5パーセント以内又は5万円以下の場合は、この限りでない。

- (1) 地域防災活動促進事業変更計画書（第7号様式）
- (2) 地域防災活動促進事業月別事業変更計画書（第8号様式）
- (3) 地域防災活動促進事業変更収支予算書（第9号様式）

2 協議会は、助成事業を中止し、又は廃止する場合は、市長に前項の申請書を提出し、承認を受けなければならない。

(助成事業の変更等の承認及び通知)

第7条 市長は、前条の変更承認申請等があったときは、これを審査し、適正と認めるときは、これを承認する。

2 前項の規定による変更承認等の通知は、川崎市地域防災活動促進助成金変更承認通知書(第10号様式)により行う。

(助成金の交付)

第8条 助成金は、申請者の指定する預金口座に振り込むものとする。

(実績報告)

第9条 助成金の交付を受けた協議会は、助成事業を完了したときは、速やかに川崎市地域防災活動促進助成金事業実績報告書(第11号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 地域防災活動促進事業報告書(第12号様式)

(2) 地域防災活動促進事業月別事業報告書(第13号様式)

(3) 地域防災活動促進事業収支決算書(第14号様式)

(4) 監査結果報告書(第15号様式)

(助成金の額の確定)

第10条 市長は、前条第1項の実績報告があったときは、これを審査し、適正と認めるときは、助成金の額を確定する。

2 前項の規定による助成金の確定額の通知は、川崎市地域防災活動促進助成金交付額確定通知書(第16号様式)により行う。

(助成金の取消し及び返納)

第11条 市長は、協議会が助成事業の実施に関し、次の各号の一に該当するものと認められた場合は、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返納させなければならない。

(1) この要綱により提出する書類に虚偽の記載があったとき。

(2) 市長の承認を受けずに助成事業の変更等を行ったとき。

(3) 助成金に不用額が生じたとき。

(4) 第2条第2項に該当する場合

(書類の整備)

第12条 助成金の交付を受けた協議会は、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該助成事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(検査)

第13条 市長は、必要に応じて助成事業の実施状況等に関して検査することができる。

2 前項に規定する検査は、危機管理監が命じた職員により行い、検査の結果を危機管理監に報告する。

(確認)

第14条 市長は、必要に応じ、協議会の代表者が暴力団員に該当するか否かを神奈川県警

察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

附 則

この要綱は、平成9年6月6日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この改定要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月31日27川総危第1451号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日29川総危第1407号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日3川総危第1801号）

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

(第1号様式)

## 川崎市地域防災活動促進助成金交付申請書

年 月 日

(宛先)

川 崎 市 長

団体名 \_\_\_\_\_ 自主防災組織連絡協議会

代表者氏名 ふりがな \_\_\_\_\_

所在地 川崎市 \_\_\_\_\_

生年月日 H. S. T 年 月 日生

電 話 0 4 4 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

令和 年度地域防災活動促進事業について助成金の交付を受けたいので、川崎市地域防災活動促進助成金交付要綱第4条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 申請額 \_\_\_\_\_ 円

2 添付書類

- (1) 地域防災活動促進事業計画書 (第2号様式)
- (2) 地域防災活動促進事業月別事業計画書 (第3号様式)
- (3) 地域防災活動促進事業収支予算書 (第4号様式)

暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された個人情報を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

(第2号様式)

## 地域防災活動促進事業計画書

\_\_\_\_\_ 自主防災組織連絡協議会

事業名	当初予算額(円)	積算根拠	事業概要
合計			

(第3号様式)

## 地域防災活動促進事業月別事業計画書

\_\_\_\_\_自主防災組織連絡協議会

月	事業名	事業内容	備考
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

(第4号様式)

## 地域防災活動促進事業収支予算書

自主防災組織連絡協議会

### 1 歳 入

(単位：円)

事業名	当初予算額	積算根拠
助成金		
合計		

### 2 歳 出

(単位：円)

事業名	当初予算額	積算根拠
合計		

## 川崎市地域防災活動促進助成金交付決定通知書

川崎市指令危対第 号  
令和 年 月 日

川崎市 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 自主防災組織連絡協議会  
会 長 \_\_\_\_\_ 様

川崎市 市長

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日付けで申請のあった川崎市地域防災活動促進助成金  
については、次のとおり決定しましたので、条件を付けて交付します。

助成金交付額 \_\_\_\_\_ 円

(交付の条件)

- 1 助成金は、他の経費に流用しないこと。
- 2 交付を受けた助成金の使途を明確にしておくこと。事業終了後は速やかに川崎市地域防災活動促進助成金事業実績報告書に必要書類を添えて、提出すること。
- 3 虚偽その他の不正の手段で助成金の交付を受けたときは、助成金の全部又は一部を返還させる。

(第6号様式)

地域防災活動促進事業変更（中止、廃止）承認申請書

令和 年 月 日

(宛先)

川 崎 市 長

団体名 \_\_\_\_\_ 自主防災組織連絡協議会

代表者 会 長 \_\_\_\_\_

所在地 川崎市 \_\_\_\_\_

電 話 0 4 4 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日付け川崎市指令危対第 \_\_\_\_号で交付決定を受けた助成事業について、次のとおり変更（中止、廃止）したいので承認されたく申請します。

事業名	変更前		変更後		備考	
	金額 (a)	事業 概要	金額 (b)	事業 概要	増減 (b) - (a)	変更（中止、廃止） の理由
	円		円		円	
合 計						

(第7号様式)

## 地域防災活動促進事業変更計画書

自主防災組織連絡協議会

事業名	変更後予算額(円)	積算根拠	事業概要
合計			

(第8号様式)

## 地域防災活動促進事業月別事業変更計画書

自主防災組織連絡協議会

月	事業名	事業内容	備考
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

(第9号様式)

## 地域防災活動促進事業変更収支予算書

自主防災組織連絡協議会

### 1 歳 入

(単位：円)

事業名	当初予算額 (a)	変更後予算額 (b)	増減 (b) - (a)	積算根拠
助成金				
合計				

### 2 歳 出

(単位：円)

事業名	当初予算額 (a)	変更後予算額 (b)	増減 (b) - (a)	積算根拠
合計				

## 川崎市地域防災活動促進助成金変更承認通知書

川崎市指令危対第 号  
令和 年 月 日

川崎市  
\_\_\_\_\_  
自主防災組織連絡協議会  
会 長 \_\_\_\_\_ 様

川崎市長

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日付けで申請のあった川崎市地域防災活動促進助成金  
の変更については、申請のとおり事業変更することを承認します。

## 川崎市地域防災活動促進助成金事業実績報告書

令和 年 月 日

(宛先)

川 崎 市 長

団体名 \_\_\_\_\_ 自主防災組織連絡協議会  
代表者 会 長 \_\_\_\_\_  
所在地 川崎市 \_\_\_\_\_  
電 話 0 4 4 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

令和\_\_\_\_年度地域防災活動促進事業について、事業を完了したので川崎市地域防災活動促進助成金交付要綱第9条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

### 添付書類

- (1) 地域防災活動促進事業報告書 (第 1 2 号様式)
- (2) 地域防災活動促進事業月別事業報告書 (第 1 3 号様式)
- (3) 地域防災活動促進事業収支決算書 (第 1 4 号様式)
- (4) 監査結果報告書 (第 1 5 号様式)

(第12号様式)

## 地域防災活動促進事業報告書

自主防災組織連絡協議会

事業名	決算額(円)	積算根拠	事業概要
合計			

(第13号様式)

## 地域防災活動促進事業月別事業報告書

\_\_\_\_\_自主防災組織連絡協議会

月	事業名	事業内容	備考
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

(第14号様式)

## 地域防災活動促進事業収支決算書

自主防災組織連絡協議会

### 1 歳 入

(単位：円)

事業名	予算額 (a)	決算額 (b)	増減 (b) - (a)	積算根拠
助成金				
合計				

### 2 歳 出

(単位：円)

事業名	予算額 (a)	決算額 (b)	増減 (b) - (a)	積算根拠
合計				

# 監 査 結 果 報 告 書

令和 年 月 日

(宛先)

川 崎 市 長

(会計監査実施者)

川崎市\_\_\_\_区\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_自主防災組織連絡協議会

監 査 \_\_\_\_\_印

監 査 \_\_\_\_\_印

令和\_\_\_\_年度地域防災活動促進事業にかかる助成金の執行について、以下により  
会計監査を実施したところ、適正に執行されていることを確認しました。

1 実施日 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 (\_\_\_\_)

2 実施方法

(1) \_\_\_\_\_

(2) \_\_\_\_\_

(3) \_\_\_\_\_

(4) \_\_\_\_\_

## 川崎市地域防災活動促進助成金交付額確定通知書

川危対第 号  
令和 年 月 日

川崎市  
\_\_\_\_\_  
自主防災組織連絡協議会  
会 長 \_\_\_\_\_ 様

川崎市長

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日付けで提出がありました川崎市地域防災活動促進助成金事業実績報告書について、その内容を審査した結果、次のとおり助成金の交付金額を確定しましたので、通知します。

助成金交付額 円

## 宮前区内土砂災害警戒区域指定一覧

番号	所在地	区域名	指定年月日	県告示第号
1	有馬3丁目	有馬3丁目1	令和3年5月25日	第408号
2	有馬3丁目	有馬3丁目2	令和3年5月25日	第408号
3	有馬2丁目、有馬3丁目及び有馬4丁目	有馬4丁目1	平成23年3月29日	第225号
4	有馬4丁目及び有馬3丁目	有馬4丁目2	令和3年5月25日	第408号
5	有馬5丁目	有馬5丁目1	令和3年5月25日	第408号
7	有馬7丁目	有馬7丁目2	平成23年3月29日	第225号
8	有馬8丁目、有馬1丁目及び鷺沼1丁目	有馬8丁目1	令和3年5月25日	第408号
9	有馬8丁目	有馬8丁目2	令和3年5月25日	第408号
10	有馬9丁目	有馬9丁目1	令和3年5月25日	第408号
11	梶ヶ谷及び野川本町1丁目	梶ヶ谷1	令和3年5月25日	第408号
12	梶ヶ谷及び宮崎	梶ヶ谷2	平成23年3月29日	第225号
13	けやき平	けやき平1	平成23年3月29日	第225号
14	けやき平	けやき平2	平成23年3月29日	第225号
15	けやき平及び南平台	けやき平3	令和3年5月25日	第408号
17	小台1丁目	小台1丁目2	令和3年5月25日	第408号
18	鷺沼1丁目	鷺沼1丁目1	令和3年5月25日	第408号
19	有馬8丁目及び鷺沼1丁目	鷺沼1丁目2	平成23年3月29日	第225号
20	鷺沼2丁目及び鷺沼3丁目	鷺沼2丁目1	令和3年5月25日	第408号
21	鷺沼2丁目	鷺沼2丁目2	令和3年5月25日	第408号
22	小台1丁目、鷺沼3丁目及び土橋3丁目	鷺沼3丁目1	平成23年3月29日	第225号
23	鷺沼4丁目、土橋3丁目、土橋4丁目及び犬蔵2丁目	鷺沼4丁目1	令和6年1月5日	第6号
24	鷺沼4丁目及び犬蔵2丁目	鷺沼4丁目2	平成23年3月29日	第225号
25	土橋1丁目及び土橋7丁目	土橋1丁目1	令和6年9月6日	第532号
26	土橋1丁目及び宮前平2丁目	土橋1丁目2	令和4年12月27日	第522号
27	土橋2丁目	土橋2丁目1	平成23年3月29日	第225号
28	土橋2丁目	土橋2丁目2	平成23年3月29日	第225号
29	小台1丁目及び土橋2丁目	土橋2丁目3	平成23年3月29日	第225号
31	土橋3丁目	土橋3丁目1	平成23年3月29日	第225号
32	土橋4丁目及び土橋6丁目	土橋4丁目1	令和7年3月4日	第100号
33	土橋5丁目	土橋5丁目1	平成23年3月29日	第225号
34	けやき平、土橋5丁目、土橋6丁目及び南平台	土橋6丁目1	平成23年3月29日	第225号
35	土橋6丁目	土橋6丁目2	平成23年3月29日	第225号
36	土橋7丁目	土橋7丁目1	令和4年5月31日	第253号
37	野川本町1丁目	野川1	令和7年11月21日	第618号
38	野川本町1丁目	野川2	令和3年5月25日	第408号
39	野川本町1丁目	野川3	令和7年3月5日	第179号
40	野川	野川4	平成23年3月29日	第225号
41	野川本町3丁目	野川5	令和3年5月25日	第408号
42	野川本町3丁目	野川6	令和3年5月25日	第408号
43	野川本町2丁目及び野川本町3丁目	野川7	令和3年5月25日	第408号
44	野川本町2丁目	野川8	令和3年5月25日	第408号
45	野川及び西野川3丁目	野川9	令和3年5月25日	第408号
46	野川及び西野川3丁目	野川10	令和3年5月25日	第408号
47	西野川3丁目	野川11	令和3年5月25日	第408号
48	野川	野川12	令和4年6月28日	第292号
49	野川	野川13	令和3年5月25日	第408号
50	野川	野川14	令和6年4月12日	第291号
51	野川	野川15	令和3年5月25日	第408号
52	西野川3丁目	野川16	令和3年5月25日	第408号
53	西野川2丁目	野川17	令和3年5月25日	第408号
54	野川及び西野川2丁目	野川18	令和3年5月25日	第408号
55	野川、西野川1丁目及び西野川2丁目	野川19	令和3年5月25日	第408号
56	野川及び西野川1丁目	野川20	令和3年5月25日	第408号
57	西野川1丁目及び梶ヶ谷	野川21	令和6年9月6日	第532号
58	野川及び西野川3丁目	野川22	令和3年5月25日	第408号
59	東有馬2丁目	東有馬2丁目1	令和3年5月25日	第408号
60	東有馬3丁目	東有馬3丁目1	令和3年5月25日	第408号
62	東有馬5丁目	東有馬5丁目1	平成23年3月29日	第225号

番号	所在地	区域名	指定年月日	県告示番号
63	東有馬5丁目	東有馬5丁目2	令和3年5月25日	第408号
64	東有馬4丁目及び東有馬5丁目	東有馬5丁目3	平成23年3月29日	第225号
65	馬絹及び宮崎1丁目	馬絹1	平成23年3月29日	第225号
66	馬絹5丁目	馬絹2	令和3年5月25日	第408号
67	馬絹4丁目	馬絹3	令和3年5月25日	第408号
68	馬絹	馬絹4	平成23年3月29日	第225号
69	馬絹	馬絹5	平成23年3月29日	第225号
70	馬絹6丁目及び宮崎1丁目	馬絹6	令和3年5月25日	第408号
71	馬絹及び宮崎1丁目	馬絹7	平成26年4月18日	第222号
72	宮崎	宮崎1	平成23年3月29日	第225号
73	宮崎	宮崎2	平成23年3月29日	第225号
74	宮崎1丁目	宮崎1丁目1	平成23年3月29日	第225号
75	宮崎1丁目及び馬絹6丁目	宮崎1丁目2	令和3年5月25日	第408号
76	宮崎1丁目	宮崎1丁目3	平成26年4月18日	第222号
77	宮崎2丁目	宮崎2丁目1	平成23年3月29日	第225号
78	宮崎及び宮崎2丁目	宮崎2丁目2	平成23年3月29日	第225号
79	宮崎2丁目	宮崎2丁目3	平成23年3月29日	第225号
80	宮崎2丁目及び宮崎3丁目	宮崎2丁目4	平成26年4月18日	第222号
81	宮崎3丁目	宮崎3丁目1	令和4年8月19日	第357号
82	宮崎3丁目	宮崎3丁目2	令和3年5月25日	第408号
83	宮崎5丁目	宮崎5丁目1	平成23年3月29日	第225号
84	宮崎5丁目及び宮崎6丁目	宮崎6丁目1	平成23年3月29日	第225号
85	宮崎2丁目、宮前平1丁目及び宮前平3丁目	宮前平1丁目1	平成23年3月29日	第225号
86	宮前平1丁目	宮前平1丁目2	平成23年3月29日	第225号
87	宮前平1丁目、宮前平2丁目及び宮前平3丁目	宮前平1丁目3	平成23年3月29日	第225号
88	宮前平2丁目及び土橋1丁目	宮前平2丁目1	令和3年5月25日	第408号
90	犬蔵1丁目及び菅生6丁目	犬蔵1丁目1	平成23年3月29日	第225号
91	犬蔵1丁目	犬蔵1丁目2	平成23年3月29日	第225号
92	犬蔵1丁目	犬蔵1丁目3	令和3年5月25日	第408号
93	犬蔵1丁目	犬蔵1丁目4	平成23年3月29日	第225号
94	犬蔵1丁目	犬蔵1丁目5	令和3年5月25日	第408号
95	犬蔵1丁目	犬蔵1丁目6	令和3年5月25日	第408号
96	犬蔵2丁目	犬蔵2丁目1	令和3年5月25日	第408号
97	犬蔵2丁目	犬蔵2丁目2	平成23年3月29日	第225号
98	犬蔵2丁目	犬蔵2丁目3	令和3年5月25日	第408号
99	犬蔵2丁目	犬蔵2丁目4	平成23年3月29日	第225号
100	犬蔵2丁目	犬蔵2丁目5	平成23年3月29日	第225号
101	犬蔵3丁目	犬蔵3丁目1	令和3年5月25日	第408号
102	犬蔵3丁目	犬蔵3丁目2	令和3年5月25日	第408号
103	犬蔵3丁目	犬蔵3丁目3	平成26年4月18日	第222号
104	五所塚1丁目、神木本町1丁目、多摩区長尾2丁目及び長尾3丁目	五所塚1丁目1	令和3年5月25日	第408号
105	五所塚1丁目	五所塚1丁目2	平成26年4月18日	第222号
106	五所塚2丁目、平2丁目及び多摩区長尾2丁目	五所塚2丁目1	令和3年5月25日	第408号
107	潮見台及び菅生ケ丘	潮見台1	令和3年5月25日	第408号
108	潮見台	潮見台2	令和3年5月25日	第408号
109	潮見台	潮見台3	平成23年3月29日	第225号
111	神木本町1丁目及び神木本町2丁目	神木本町1丁目1	令和3年5月25日	第408号
112	神木本町1丁目	神木本町1丁目2	令和6年3月5日	第95号
113	神木本町2丁目及び多摩区長尾7丁目	神木本町2丁目1	令和3年5月25日	第408号
114	神木本町2丁目	神木本町2丁目2	令和3年5月25日	第398号
115	神木本町2丁目	神木本町2丁目3	令和6年1月30日	第34号
116	神木本町3丁目	神木本町3丁目1	令和3年5月25日	第408号
117	神木本町3丁目及び神木本町4丁目	神木本町4丁目1	平成23年3月29日	第225号
118	神木本町2丁目及び神木本町4丁目	神木本町4丁目2	平成23年3月29日	第225号
119	神木本町5丁目及び平5丁目	神木本町5丁目1	令和3年5月25日	第408号
120	白幡台1丁目	白幡台1丁目1	平成23年3月29日	第225号
121	白幡台2丁目及び初山2丁目	白幡台2丁目1	令和3年5月25日	第408号
122	菅生1丁目、菅生2丁目及び多摩区枳形7丁目	菅生1丁目1	令和3年5月25日	第408号
123	菅生1丁目	菅生1丁目2	令和3年5月25日	第408号
124	菅生1丁目及び初山1丁目	菅生1丁目3	令和3年5月25日	第408号
125	菅生2丁目	菅生2丁目1	令和3年5月25日	第408号

番号	所在地	区域名	指定年月日	県告示番号
126	菅生2丁目及び菅生1丁目	菅生2丁目2	令和3年5月25日	第408号
127	菅生2丁目	菅生2丁目3	令和3年5月25日	第408号
128	菅生2丁目	菅生2丁目4	平成23年3月29日	第225号
129	菅生4丁目及び菅生5丁目	菅生4丁目1	令和3年5月25日	第408号
130	菅生4丁目	菅生4丁目2	令和3年5月25日	第408号
131	菅生5丁目	菅生5丁目1	令和3年5月25日	第408号
132	菅生6丁目	菅生6丁目1	令和3年5月25日	第408号
133	菅生ヶ丘及び菅生3丁目	菅生ヶ丘1	令和5年2月24日	第59号
134	菅生ヶ丘	菅生ヶ丘2	令和3年5月25日	第408号
135	菅生ヶ丘及び水沢3丁目	菅生ヶ丘3	令和3年5月25日	第408号
136	菅生ヶ丘及び多摩区長沢3丁目	菅生ヶ丘4	令和3年5月25日	第408号
137	平1丁目、神木本町1丁目及び五所塚2丁目	平1丁目1	令和3年5月25日	第408号
138	平1丁目及び平2丁目	平1丁目2	令和6年3月5日	第95号
139	五所塚2丁目及び平2丁目	平2丁目1	平成23年3月29日	第225号
140	平2丁目	平2丁目2	令和3年5月25日	第408号
141	平3丁目及び多摩区長尾2丁目	平3丁目1	令和3年5月25日	第408号
142	平3丁目及び平2丁目	平3丁目2	令和3年5月25日	第408号
143	平3丁目	平3丁目3	平成23年3月29日	第225号
144	平4丁目及び白幡台1丁目	平4丁目1	令和3年5月25日	第408号
145	平4丁目及び南平台	平4丁目2	令和3年5月25日	第408号
146	平5丁目及び平1丁目	平5丁目1	令和3年5月25日	第408号
147	平5丁目、平6丁目及び南平台	平5丁目2	平成23年3月29日	第225号
148	神木本町4丁目及び平6丁目	平6丁目1	平成23年3月29日	第225号
149	南平台	南平台1	平成23年3月29日	第225号
150	南平台	南平台2	平成23年3月29日	第225号
151	南平台及び初山2丁目	南平台3	令和3年5月25日	第408号
152	白幡台1丁目及び南平台	南平台4	平成23年3月29日	第225号
153	初山1丁目	初山1丁目1	令和3年5月25日	第408号
154	初山1丁目及び多摩区東生田4丁目	初山1丁目2	令和3年5月25日	第408号
155	初山1丁目	初山1丁目3	令和3年5月25日	第408号
156	初山1丁目	初山1丁目4	令和3年5月25日	第408号
157	初山1丁目	初山1丁目5	令和4年1月25日	第19号
158	初山1丁目	初山1丁目6	令和3年5月25日	第408号
159	初山1丁目及び菅生1丁目	初山1丁目7	令和3年5月25日	第408号
160	菅生6丁目及び初山2丁目	初山2丁目1	平成23年3月29日	第225号
161	水沢1丁目、水沢2丁目及び水沢3丁目	水沢1丁目1	平成23年3月29日	第225号
162	水沢1丁目及び横浜市青葉区美しが丘3丁目	水沢1丁目2	令和3年5月25日	第408号
163	水沢1丁目及び水沢2丁目	水沢1丁目3	平成23年3月29日	第225号
164	水沢2丁目	水沢2丁目1	令和3年5月25日	第408号
165	水沢3丁目及び菅生3丁目	水沢3丁目1	令和6年2月22日	第78号
166	水沢3丁目	水沢3丁目2	平成23年3月29日	第225号
※	高津区上作延及び宮前区神木本町2丁目	上作延1	令和3年5月25日	第407号

※高津区と宮前区に跨るため両区に掲載(指定済160区域には含まず。)

対象現象	未指定	指定済
急傾斜地の崩壊	0区域	160区域

令和7年11月21日現在

洪水に関する避難情報の発令基準

令和4年6月改正

警戒レベル	項目	基準	発令対象	判断基準の補足資料等	発令者	広報手段	
警戒レベル3	高齢者等避難	<ol style="list-style-type: none"> <li>避難判断水位(レベル3水位)に到達し、かつ、上流の水位観測所の河川水位の上昇や洪水予報の内容、降水短時間予報等により、氾濫危険水位を超えることが予想される場合。ただし、幸区戸手4丁目堤防の川側の地区については、現場の状況から水位が居住地に達する見込みがある場合</li> <li>発令基準①が想定される強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</li> <li>堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>洪水ハザードマップ又は県が公表した浸水想定区域図の浸水想定区域内の住民</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象情報</li> <li>台風情報</li> <li>川崎市防災気象情報の天気予報</li> <li>気象庁の予報</li> <li>気象警報、注意報、特別警報</li> <li>多摩川、幸区の鶴見川、矢上川に係る洪水予報、水防警報、水害リスクライン及び水位予報等</li> <li>水位観測所状況図(堤防断面図)</li> <li>小内河内ダム放流通知</li> <li>巡視による現地調査</li> <li>重要水防箇所(多摩川、鶴見川他)</li> <li>水位情報は各基準水位観測所の水位であり、当該水位情報を基に当該洪水予報区域の重要水防箇所A、Bや想定浸水深が50cm以上の地点を重点に現場の状況を確認して判断する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市専(災害対策基本法第80条、水防法第29条)</li> <li>区長、消防局長、消防署長(川崎市地域防災計画風水害対策編)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同報系防災無線による放送</li> <li>区の広報車、消防車両からの放送</li> <li>自主防災組織、町内会長等による伝達</li> <li>ホームページ</li> <li>防災気象情報メール、X</li> <li>テレビ、ラジオ</li> <li>アラート配信</li> <li>緊急速報メール</li> </ul>	
警戒レベル4	避難指示	<ol style="list-style-type: none"> <li>氾濫危険水位(レベル4水位)に到達した場合、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合又は氾濫開始相当水位に到達することが予想される場合。ただし、幸区戸手4丁目の堤防の川側の地区については、現場の状況から水位が居住地に達する見込みがある場合</li> <li>発令基準①が想定される強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(暴風警報の発表後速やかに発令)</li> <li>発令基準①が想定される強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</li> <li>堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>洪水ハザードマップ又は県が公表した浸水想定区域図の浸水想定区域内の住民</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象情報</li> <li>台風情報</li> <li>川崎市防災気象情報の天気予報</li> <li>気象庁の予報</li> <li>気象警報、注意報、特別警報</li> <li>鶴見川(麻生区)、矢上川、有馬川、麻生川、真光寺川、三沢川、五反田川、二ヶ領本川、平瀬川、平瀬川支川に係る水防警報及び水位予報等</li> <li>巡視による現地調査</li> <li>水位情報は各水位観測所の水位であり、当該水位を基に当該河川の重要水防箇所A、Bや想定浸水深が50cm以上の地点を重点に現場の状況を確認して判断する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市専(災害対策基本法第80条、水防法第29条)</li> <li>区長、消防局長、消防署長(川崎市地域防災計画風水害対策編)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同報系防災無線による放送</li> <li>区の広報車、消防車両からの放送</li> <li>自主防災組織、町内会長等による伝達</li> <li>ホームページ</li> <li>防災気象情報メール、X</li> <li>テレビ、ラジオ</li> <li>アラート配信</li> <li>緊急速報メール</li> </ul>	
警戒レベル5	緊急安全確保	<ol style="list-style-type: none"> <li>氾濫開始相当水位に到達した場合</li> <li>堤防に異常な漏水、浸食の進行や亀裂、すべり等により決壊のおそれが高まった場合</li> <li>決壊や越水・溢水の発生若しくは氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])が発表された場合</li> </ol>					
警戒レベル3	高齢者等避難	<ol style="list-style-type: none"> <li>避難判断水位(レベル3水位)に到達し、かつ、上流の水位観測所の河川水位の上昇や洪水予報の内容、降水短時間予報等により、氾濫するおそれがある場合</li> <li>発令基準①が想定される強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</li> <li>堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>洪水ハザードマップ又は県が公表した浸水想定区域図の浸水想定区域内の住民</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象情報</li> <li>台風情報</li> <li>川崎市防災気象情報の天気予報</li> <li>気象庁の予報</li> <li>気象警報、注意報、特別警報</li> <li>鶴見川(麻生区)、矢上川、有馬川、麻生川、真光寺川、三沢川、五反田川、二ヶ領本川、平瀬川、平瀬川支川に係る水防警報及び水位予報等</li> <li>巡視による現地調査</li> <li>水位情報は各水位観測所の水位であり、当該水位を基に当該河川の重要水防箇所A、Bや想定浸水深が50cm以上の地点を重点に現場の状況を確認して判断する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市専(災害対策基本法第80条、水防法第29条)</li> <li>区長、消防局長、消防署長(川崎市地域防災計画風水害対策編)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同報系防災無線による放送</li> <li>区の広報車、消防車両からの放送</li> <li>自主防災組織、町内会長等による伝達</li> <li>ホームページ</li> <li>防災気象情報メール、X</li> <li>テレビ、ラジオ</li> <li>アラート配信</li> <li>緊急速報メール</li> </ul>	
警戒レベル4	避難指示	<ol style="list-style-type: none"> <li>氾濫危険水位(レベル4水位)に到達した場合</li> <li>洪水警報の危険度分布で「災害切迫(黒)」が出現した場合(流域雨量指数が実況で大雨特別警報(浸水害)の基準に到達した場合)</li> <li>水門等の施設の施設機能が発表された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合(支川台流部のため発令対象区域を限定する)</li> <li>堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂、すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</li> <li>決壊や越水・溢水が発生した場合</li> </ol>					
警戒レベル5	緊急安全確保						

※国、県管理河川以外の市内河川及び水路については、過去の浸水地域と時間降水量等を考慮して各区で巡回を行い避難等に係る判断を行う。

注) ① 本基準は、判断を行うための目安であり、災害状況の推移、予測等を踏まえ柔軟に対応する。

② 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長または消防機関に属する者等は

警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。(災害対策基本法第63条、水防法第21条)

# 土砂災害に関する避難情報の発令基準

令和4年6月改正

警戒レベル	項目	基準	発令対象	判断基準の補足資料等	発令者	広報手段
警戒レベル3	高齢者等避難	<p>① 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過し、さらに降雨が継続し、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）の発表が見込まれる場合</p> <p>② 強い降雨を伴う台風風の接近・通過により、横浜地方気象台による気象経過予想において、夜遅くから明け方にかけて大雨注意報が大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替わることが見込まれている場合</p>	<p>土砂災害警戒区域内の住民</p>	<p>○ 気象情報 川崎市防犯気象情報の天気予報 気象庁の予報 ○ 雨量 川崎市防犯気象情報の雨量観測情報 ○ 地域のリスク情報 土砂災害ハザードマップ ○ 土壌雨量指数 ○ 気象庁の土砂災害警戒判定メッシュ情報 ○ レーダー・ナウキャスト ○ 国土交通省防災情報提供センター ○ 神奈川県土砂災害情報システムの情報</p>	<p>○ 市長 （災害対策基本法第60条） ○ 区長、消防局長、消防署長 （川崎市地域防災計画風水害対策編） 避難指示の必要があると認め、市長（市本部長）に要請するとともに、補助執行機関として避難指示を市長に代わり実施し、事後速やかに市長に報告する。</p>	<p>○ 同報系防災無線線による放送 ○ 区の広報車、消防車両からの放送 ○ 自主防災組織、町内会長等による伝達 ○ ホームページ ○ 防災気象情報メール、X ○ テレビ、ラジオ ○ アラート配信 ○ 緊急速報メール</p>
警戒レベル4	避難指示	<p>① 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された時</p> <p>② 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表されている状況で、川崎市内で1時間100mmを超える猛烈な雨が観測された場合</p> <p>③ 発令基準①、②が想定される強い降雨を伴う台風風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>④ 発令基準①、②が想定される強い降雨を伴う台風風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>⑤ 崖崩れの前兆現象が発見された場合</p>	<p>○ 土砂災害警戒メッシュ情報で土砂災害警戒情報〔土砂災害〕の判定基準を超過、又は超過見込みの地域を含む区の区内すべての土砂災害警戒区域内の住民</p> <p>○ 大規模な開発行為等を行っている現場に隣接している住宅等や過去に土砂災害が発生した後に特に対策を行っていない場所、その他の土砂災害のおおそれがある又は被害を受けた地区の住民</p>	<p>上記に加え、 ○ 土砂災害警戒情報 ○ 記録的短時間大雨情報 ○ 巡視による現地調査 （大規模開発行為等を行っている現場付近、急傾斜地崩壊危険区域のうち防災対策工事が未着手の箇所、過去に土砂災害が発生し対策が行われていない場所、その他の巡視が必要と認められない場所） ○ 崖崩れの前兆現象 ・ガリー（掘れ溝）侵食の発生 ・湧水の発生、増減、濁り等の変化 ・浮石の落下、樹木等の揺れ ・斜面（擁壁）からの異音 ・斜面（擁壁）のふくらみ ・小崩壊の断続的発生等</p>	<p>○ 市長（市本部長）に要請するとともに、補助執行機関として避難指示を市長に代わり実施し、事後速やかに市長に報告する。</p> <p>上記のほか、 ○ 同報系防災無線線によるサイレン</p>	
警戒レベル5	緊急安全確保	<p>① 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合</p> <p>② 土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）となった場合</p> <p>③ 土砂災害の発生を確認した場合</p>	<p>土砂災害警戒メッシュ情報で実況で土砂災害警戒区域を超過の地域を含む区の区内すべての土砂災害警戒区域内の住民</p> <p>土砂災害の発生地点周辺で被害発生のおおそれがある又は被害を受けた地区の住民</p>			

注) ① 本基準は、判断を行うための目安であり、災害状況の推移、予測等を踏まえ柔軟に対応する。  
 ② 災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長または消防機関に属する者等は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。（災害対策基本法第63条、水防法第21条）

# 高潮災害に関する避難情報の発令基準

令和4年6月改正

警戒レベル	項目	基準	発令対象	判断基準の補足資料等	発令者	広報手段
警戒レベル3	高齢者等避難	①高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合(数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表) ②発令基準①が想定される強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ③伊勢湾台風1級の台風が接近し、上陸24時間前に、気象庁から、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や記者会見等により周知された場合	○神奈川県が指定した高潮浸水想定区域内の住民等	○気象情報 ○台風情報 ○川崎市防災気象情報の天気予報 ○気象庁の予報 ○気象警報、注意報、特別警報 ○地域のリスク情報 ○高潮浸水想定区域図(神奈川県)	○市長 (災害対策基本法第60条) ○区長、消防局長、消防署長 (川崎市地域防災計画風風水害対策編) ○避難指示の必要があると認め、市長(市本部長)に要請するいとまのないときは、補助執行機関として避難指示を市長に代わり実施し、事後速やかに市長に報告する。	○同報系防災無線による放送 ○区の広報車、消防車両からの放送 ○自主防災組織、町内会長等による伝達 ○ホームページ ○防災気象情報メール、X ○テレビ、ラジオ ○アラート配信 ○緊急速報メール
警戒レベル4	避難指示	①高潮警報(警戒レベル4相当情報[高潮])又は高潮特別警報(警戒レベル4相当情報[高潮])が発表された場合 ②発令基準①が想定される強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨言及される場合など)				
警戒レベル5	緊急安全確保	①水門、陸こう等の異常が確認された場合 ②海岸堤防等が倒壊した場合 ③異常な越波・越流が発生した場合 ④高潮氾濫の発生を確認した場合、若しくは高潮氾濫発生情報が発表された場合				

注) ① 本基準は、判断を行うための目安であり、災害状況の推移、予測等を踏まえ柔軟に対応する。  
 ② 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長または消防機関に属する者等は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。(災害対策基本法第63条、水防法第21条)

## 九都県市の協定に基づく災害時帰宅支援ステーション店舗一覧

コンビニエンスストア	●デイリーヤマザキ ●ファミリーマート ●ミニストップ ●ローソン ●生活彩家	●ニューヤマザキデイリーストア ●セブン-イレブン ●ポプラ ●ローソンストア100 ●ナチュラルローソン 等
ファーストフード	●カレーハウス CoCo壱番屋 ●タリーズコーヒー ●ミスタードーナツ ●モスバーガー	●吉野家 ●山田うどん食堂 ●天井てんや 等
ファミリーレストラン	●味の民芸 ●TGI フライデーズ ●デニーズ ●和食麺処サガミ	●ロイヤルホスト ●和食さと ●焼肉の和民 等
居酒屋	●はな(花)の舞 ●さかなや道場	●旨唐揚げと居酒屋メシ ミライザカ ●三代目 鳥メロ 等
カラオケスペース	●カラオケ館 ●カラオケの鉄人 ●カラオケルーム歌広場 ●カラオケALL ●ビッグエコー ●カラオケモコモコ	●カラオケパセラ ●JOYSOUND ●カラオケバンバン ●カラオケマック ●カラオケまねきねこ ●コート・ダジュール 等
その他	●ナポリの窯 ●オートバックス	●快活CLUB ●ケアパートナー 等

令和8年2月末現在

## 宮前区内災害用選定井戸一覧

災害用選定井戸は井戸の所有者の御協力によって運営されていますので、災害時は施設の所有者の指示に従ってください。

生活用水とはトイレ、洗濯、掃除等にご利用いただくための水です。飲用の可否を判断する水質検査とは異なりますので、ご注意ください。

令和7年10月現在

生活用水 供給井戸	有馬3-14-4
	犬蔵2-13-1
	小台2-4-3
	小台2-9-9
	小台2-20-9
	潮見台16-3
	神木本町3-11-12
	神木本町4-2-10
	神木本町5-9-8
	神木本町5-12-5
	白幡台1-14-17
	菅生2-7-1
	菅生2-7-2
	菅生2-17-12
	菅生6-36-39
	菅生ヶ丘29-6
	平1-10-11
	平2-7-16
	平5-9-30
	平6-2-18
	土橋6-8-6
	水沢3-9-3
	西野川1-41-9
	西野川2-30-8
南野川2-27-2	

生活用水 供給井戸	南野川3-29-15
	野川本町3-24-29
	初山2-6-46
	東有馬2-10-15
	東有馬2-20-16
	東有馬4-12-3
	東有馬4-15-19
	馬絹1-32-9
	馬絹1-33-14
	馬絹1-36-18
	馬絹2-9-1
	馬絹3-4-8
	馬絹3-5-43
	馬絹3-7-23
	馬絹3-17-4
	馬絹4-4-22
	馬絹4-14-14
	馬絹4-15-22
	馬絹4-16-28
	馬絹4-33-2
	馬絹5-7-4
	宮崎663
	宮崎3-10-38
	宮崎3-15-2

## 東急電鉄株式会社防災計画

### 第1節 計画方針

この計画は川崎市地域防災計画に基づき、地震に関する災害予防、災害応急対策及び災害復旧について定め、旅客の生命、身体を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって公共機関の社会的責任を果たすことを目的とする。

### 第2節 施設の現況

当社の東横線24.2kmのうち約3.6km、目黒線11.9kmのうち約3.6km、田園都市線31.5kmのうち約6.7km、大井町線12.4kmのうち、約2.1kmが川崎市内に敷設され、延長16.0kmの軌道、10か所の駅舎、多数の橋りょう、高架橋、隧道、変電所、信号施設、電気施設、土木施設等が含まれており、主なる施設の概要は次のとおりである。

路線 施設名 区分	東横線		目黒線		田園都市線		大井町線	
	箇所数	延長	箇所数	延長	箇所数	延長	箇所数	延長
橋りょう	22	563 m	21	556 m	25	883 m	18	519 m
高架橋	12	2,676 m	6	1,862 m	6	1,981 m	4	1,647 m
ずい道	—	—	—	—	5	561	—	—
線路延長	3,580 m		3,580 m		6,592 m		2,162 m	
駅舎	3 (鉄骨)		3 (鉄骨)		7 (鉄骨)		3 (鉄骨)	
その他施設	変電所2		変電所2		変電所3		変電所1	

※東横線・目黒線及び田園都市線・大井町線（二子新地駅～溝の口駅間）は、複々線として、駅。変電所等の施設を共用している。

### 第3節 施設の災害予防計画

#### 1 各施設の点検整備計画

新設建造物については、関係法規により設計し、既存の建築物及び工作物の点検については、定期的に検査を行い、その処置については検討の結果、補修、改良等により強化を図ると共に、長期計画の中に織り込んで諸設備の改良、整備に努めていく。

#### 2 列車無線の設置

全車両及び全線にわたり列車無線を設置し、列車乗務員と運輸司令部との連絡と通報の迅速を図り、円滑な運行管理を行うとともに、災害が発生し列車運行に支障があると認められる場合、一斉指令により全列車の緊急停止を行い、併発事故を未然に防止する。

#### 3 応急資材等の整備

各現業区ごとに常に応急復旧資材の種類、数量及び配置場所を明らかにしておくとともに、機械及び人員についても業務分担表を作成し、社外工事関係業者の応援体制に備えている。

## 第4節 応急対策

### 1 災害時の活動体制

地震による災害に際しては、その被害を最小限に止め、速やかに被害復旧に当るため事故・災害対策本部を設置し、輸送力の確保に努める。

### 2 地震時における緊急措置

#### (1) 運転規制の内容（運輸司令所長の取扱い）

##### 震度4

- ・直ちに全列車の停止を指令する。
- ・震動停止後、運転士に対し、規制区間内の先行列車位置または規制区間の終端まで25km/h以下の注意運転を指令する。
- ・運転より進路等に異常がない旨、及び構造物等に異常がない旨確認後、速度規制を解除する。

##### 震度5弱

- ・直ちに全列車の停止を指令する。
- ・電気司令長より、電力管理システムにより、き電線、高圧配電線の送電に異常がない旨、および規制区間内の駅長・区長から運転に関わる施設等に異常のない旨報告を受けたのち、運転士に対し、規制区間内の先行列車位置また規制区間内の終端まで25km/h以下の注意運転を指令する。
- ・運転士より進路等に異常がない旨、及び電力司令長より構造物等に異常がない旨の報告を受けたのち、速度規制を解除する。

##### 震度5強以上

- ・直ちに全列車の停止を指令する。
- ・電気司令長より、規制区間内の構造物等に異常がない旨、及び巡回係員等による安全確認のうえ異常がない旨、並びに規制区間内の駅長・区長から構造物等に異常がない旨の報告を受けたのち、運転士に対し、規制区間内の先行列車位置また規制区間内の終端まで25km/h以下の注意運転を指令する。
- ・運転士より進路等に異常がない旨の報告を受けたのち、注意運転を解除する。

#### (2) 乗務員の対応

運転士は、強い揺れを感知したとき、または早期地震警報システムを受報したとき、及び運輸司令所長から地震が発生し列車を停止させるよう指示を受けたときは、橋梁、盛土部、隧道等をなるべく避け速やかに停止する。列車停止後、運輸司令所長から運転に関する指示がない場合は、周辺状況をよく確認し、最も安全と認められる取り扱いをする。

### 3 通信情報連絡計画

(1) 各現業長は管轄区域における人的、物的の被害について直ちにその状況を把握し、詳細に対策本部に報告する。

(2) 無線車を災害現場に急派すると共に移動用無線機を携行し、設備保全課、現業区、電気司令所及び運輸司令所と無線により通信連絡を行う。

### 4 避難誘導計画

駅長は地震発生により駅構内の状況及び旅客の動態を把握し、適切な放送等により旅客の混乱を防止する一方、危険と思われるときは、旅客を安全な場所に避難誘導するとともに、火気使用器具等の使用を停止し出火防止に努める。乗務員は運輸司令所長または最寄駅長の指示に従う。また、その指示を受けることの出来ない場合は最も安全と思われる場所に旅客を誘導する。

#### 5 人命救助、救出計画

負傷者に対する応急措置と最寄りの病院に収容又は救急車要請を手配する。

### 第5節 応急復旧計画

本社に事故・災害対策本部を設置し、あらかじめ定められた組織に従い、本部長の指示により復旧計画、輸送計画、情報の収集と発表、事故原因の究明等を行い、早期復旧と適正対処を期する。

関係各部では、それぞれの内規により人員の招集、復旧資材の運搬等に努めると共に作業計画、復旧見込等を本部長に報告し、早期復旧の徹底を図る。

## 中日本高速道路(株)東京支社横浜保全・サービスセンター防災計画

### 【中日本高速道路(株)東京支社横浜保全・サービスセンター】

#### 第1節 計画の目的

この計画は、横浜保全・サービスセンターの管理する道路において、地震、大雨、暴風、火災等により災害が発生する恐れがある場合又は発生した場合において、これを未然に防止し、又はその被害の拡大を防ぎ、復旧を迅速に行うために処理すべき事項を定め、もって道路構造の保全と円滑・安全な交通確保を図ることを目的とする。

#### 第2節 防災体制

##### 1 防災体制

防災体制及び特別巡回（以下「防災体制等」という）は、次のとおりとする。

- (1) 特別巡回 「資料1」に定める基準に達したとき。  
その他必要があると認められるとき。
- (2) 警戒体制 「資料1」に定める基準に達したとき。  
管内に大雨或いは暴風等の警戒が発令されたとき。  
その他必要があると認められるとき。  
災害が発生する恐れのあるとき。
- (3) 緊急体制 「資料1」に定める基準に達したとき。  
通行止めを必要とするとき。  
災害が発生したとき。
- (4) 非常体制 重大な災害が発生し、通行止めが広範囲又は長期間となる場合。

##### 2 防災体制等発令基準

防災体制の発令基準は、「資料1」によるものとする。

##### 3 防災体制等における組織及び事務分掌

###### (1) 防災体制

###### 地震

地震時における警戒体制及び緊急体制の組織、構成員を定め実施するものとする。

###### (2) 特別巡回

###### 地震

地震時における特別巡回は、別に定める「震災点検要領」に従って実施するものとするが、管内を速やかに巡回させるものとする。

##### 4 社員等の緊急連絡体制

平日夜間及び休日における社員等の緊急連絡体制は、東京支社川崎道路管制センター（以下「管制センター」という）より当番班長に連絡するものとする。

### 第3節 交通規制等

#### 1 交通規制

##### (1) 交通規制の基準

「資料1」に定める基準に達した時に実施する所定の交通規制のほか、災害が発生したときは、その形態・状況に応じた交通規制を東京支社防災担当部署（以下「支社」という。）及び管制センターに通知し、実施する。

この場合、警視庁、神奈川県警察高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）と協議するものとする。

##### (2) 交通規制の実施

交通規制の実施方法は、路上作業要領・規制の手引き等に基づき実施する。

通行止めの場合は、料金所における流入規制とともに、人員が揃い次第本線閉鎖用規制機材等を用いて速やかに通行止めの措置を講ずるものとする。

#### 2 滞留車両対策

##### (1) 休憩施設内の駐車車両対策

「資料1」に定める基準で通行止めが予測される場合は、事前に料金所、休憩施設管理者にその旨を連絡し、規制実施に伴う混乱の防止に努めるものとする。

##### (2) 本線滞留車両措置

地震時の停車車両を除き、異常気象時における通行止めの規制を実施したときは、原則として最寄りインターチェンジより車両を流出させるものとする。

なお、災害の発生或いは発生の恐れがあるため、最寄りのインターチェンジより流出させることが不可能な場合は、支社、高速隊と協議のうえ、中央分離帯開口部等により誘導によって反転させ排除する等の措置を講ずる場合もある。

#### 3 情報提供

##### 周辺道路管理者

交通規制の情報は、管制センターの所掌する所定の可変情報板等の操作及び連絡体制によるほか、通行止めを実施したときは、周辺道路管理者等と情報を相互に交換し、周辺の道路状況を把握するとともに、混乱の防止に努めるものとする。

### 第4節 応急復旧対策

#### 1 応急復旧の基本方針

災害が発生した場合、通行車両の安全を図るための交通規制の実施とともに、速やかに応急復旧作業に着手するものとする。

この場合、一車線／方向の確保を図ることを一目標として、早急に安全対策を実施するものとする。

なお、災害が発生する恐れのある場合についても、上記と同様とする。

#### 2 災害復旧備蓄材

災害復旧を迅速に実施するため、災害復旧用備蓄材等を常に整備しておくものとする。

#### 3 応援体制

##### (1) 応援協力会社

災害が発生した場合、早期に労務・資機材等を調達するため、建設会社等に協力・応援を要

請するものとする。

(2) 応急復旧工事

応急復旧工事は、小規模な場合を除き交通を確保するための応急対策工事と、道路構造保全のための復旧工事に分けられるが、復旧工事での手戻り工事等を極力少なくする広報の選択等に配慮しておくものとする。

資料

(本章末資料 1 保全・サービスセンターにおける風水害・地震防災体制発令基準及び道路通行規制等基準)



## 川崎市支援・減免制度一覧

	事 項	お 問 合 せ 先	電 話 番 号
減 免	市税（個人の市民税、固定資産税、都市計画税）の減免	みぞのくち市税事務所	820-6555(代)
	国民健康保険料の減免	区役所保険年金課	856-3156
	後期高齢者医療・介護保険料の減免	区役所保険年金課	856-3159
	介護サービス利用料の減免	区役所高齢・障害課	856-3238
	保育料の減免（保育所）	区役所児童家庭課	856-3258
免除	国民年金保険料の免除	区役所保険年金課	856-3154
支 援	火災ごみの処理手数料の相談 （一般家庭対象）	宮前生活環境事業所	866-9131
	緊急避難先として市営住宅を一時的に使用する相談	まちづくり局市営住宅管理課	200-2948
	災害対策資金・激甚災害対策資金の融資の相談（中小企業者）	経済労働局金融課	544-1846～7
		中小企業溝口事務所	812-1112～3
	援護物資・見舞金等の交付	区役所地域ケア推進課	856-3281
証 明 書 等	国民健康保険証の再発行	区役所保険年金課	856-3156
	後期高齢者医療保険証・介護保険証の再発行	区役所保険年金課	856-3159
	罹災証明書の発行（風水害）	区役所危機管理担当	856-3114
	罹災証明書の発行（火災）	宮前消防署	852-0119

※被災状況などにより、下記事項の対象とならない場合もありますので、詳しくは各部署へお問い合わせください。なお、該当する方は、申請手続きが必要です。